

後期高齢者医療制度の概要

（平成27年度版）

山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	—————	P 1～P 7
II	後期高齢者医療広域連合の組織	—————	P 8
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	—————	P 9～P 12
	市町村負担金の状況	………… (P 11・P 12)	
2	被 保 険 者	—————	P 13～P 17
	被保険者数の推移	………… (P 14)	
	年齢区分別の状況	………… (P 15)	
	異動事由別の状況	………… (P 15)	
	所得区分別の状況	………… (P 16)	
	軽減被保険者の状況	………… (P 16)	
	市町村別被保険者数	………… (P 17)	
3	保 険 料 の 賦 課	—————	P 18～P 22
	保険料賦課状況	………… (P 21・P 22)	
4	保 険 料 の 徴 収	—————	P 23～P 28
	保険料収納状況	………… (P 25)	
	市町村別収納状況	………… (P 26・P 27)	
	短期証等の交付状況	………… (P 28)	
	差押えの状況	………… (P 28)	
	不納欠損の状況	………… (P 28)	
5	保 険 給 付	—————	P 29～P 42
	医療費及び医療給付費	………… (P 32)	
	葬祭費	………… (P 33)	
	診療種別医療費の状況	………… (P 33)	
	1人当たり医療費の状況	………… (P 34)	
	市町村別医療費の状況	………… (P 35)	
	市町村別療養給付費の状況	………… (P 36)	
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕	… (P 37)	
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕	… (P 39)	
	市町村別1人当たり療養費の状況	… (P 40)	
	市町村別診療費諸率の状況	… (P 41・P 42)	
6	医 療 費 の 適 正 化	—————	P 43
7	保 健 事 業	—————	P 44～P 47
	市町村別交付額の状況	………… (P 46)	
	市町村別交付額の状況（歯科）	………… (P 47)	
8	決 算 の 状 況	—————	P 48～P 52
	一般会計決算の状況	………… (P 50)	
	特別会計決算の状況	………… (P 51・P 52)	

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
(自治体レベルでは35年) 老人医療費の無料化	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成十四年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年 00 月	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

年 表

年 月	内 容
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） ① 国民健康保険の安定化 ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

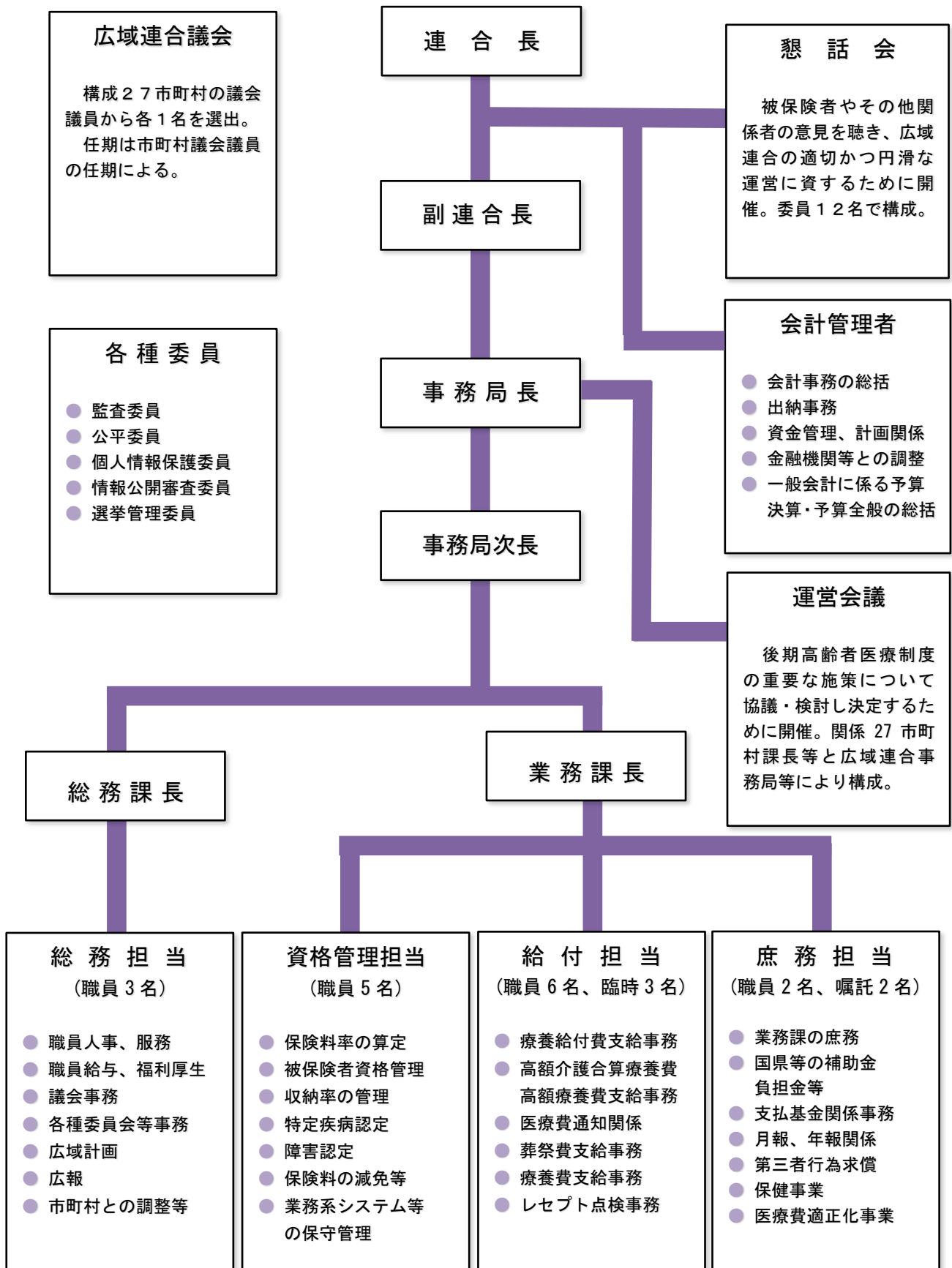
年 表

年 月	内 容
	③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し ・ 都道府県が、地域医療構想と整合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	● 平成 28・29 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）

Ⅱ 後期高齢者医療広域連合の組織



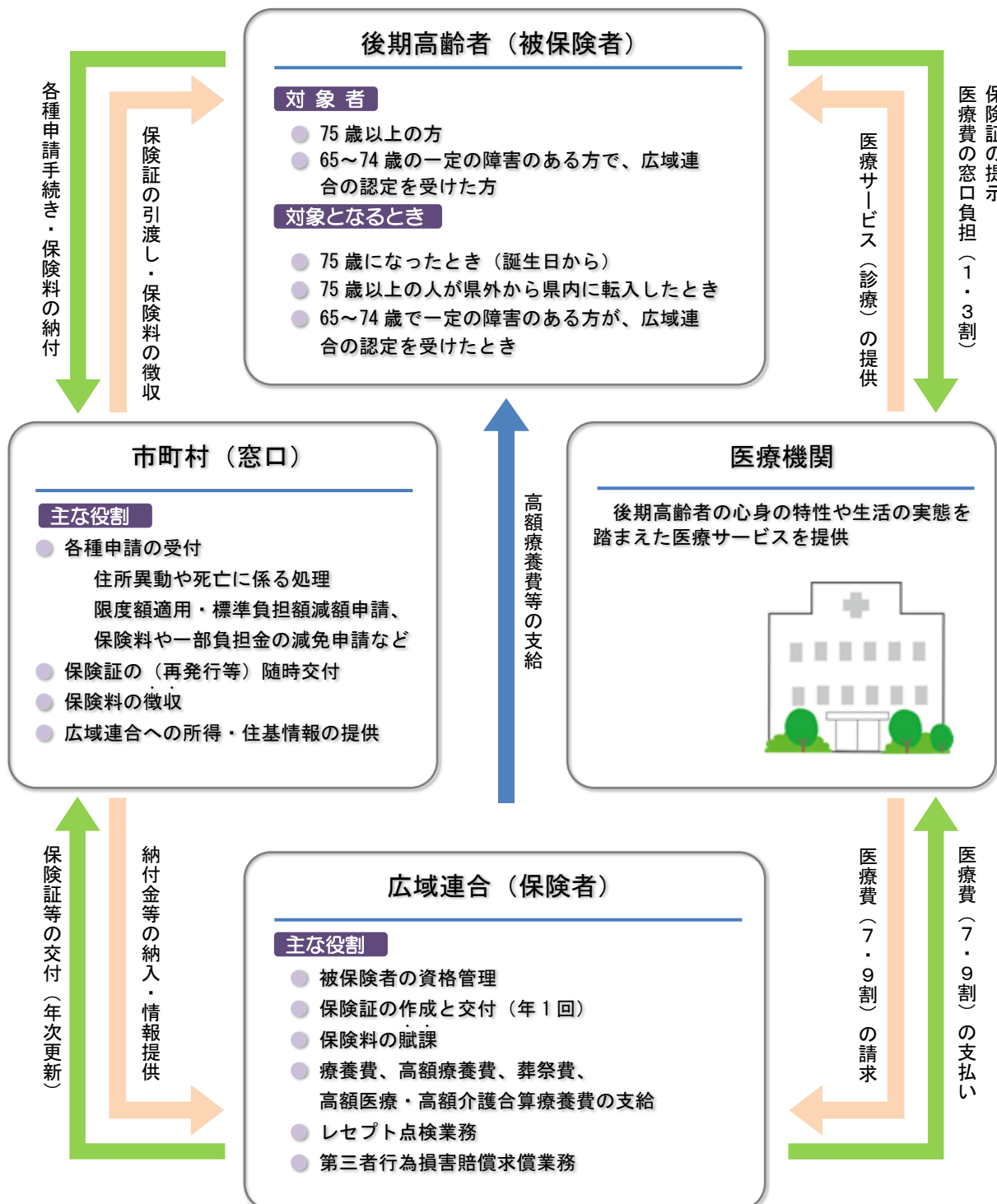
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

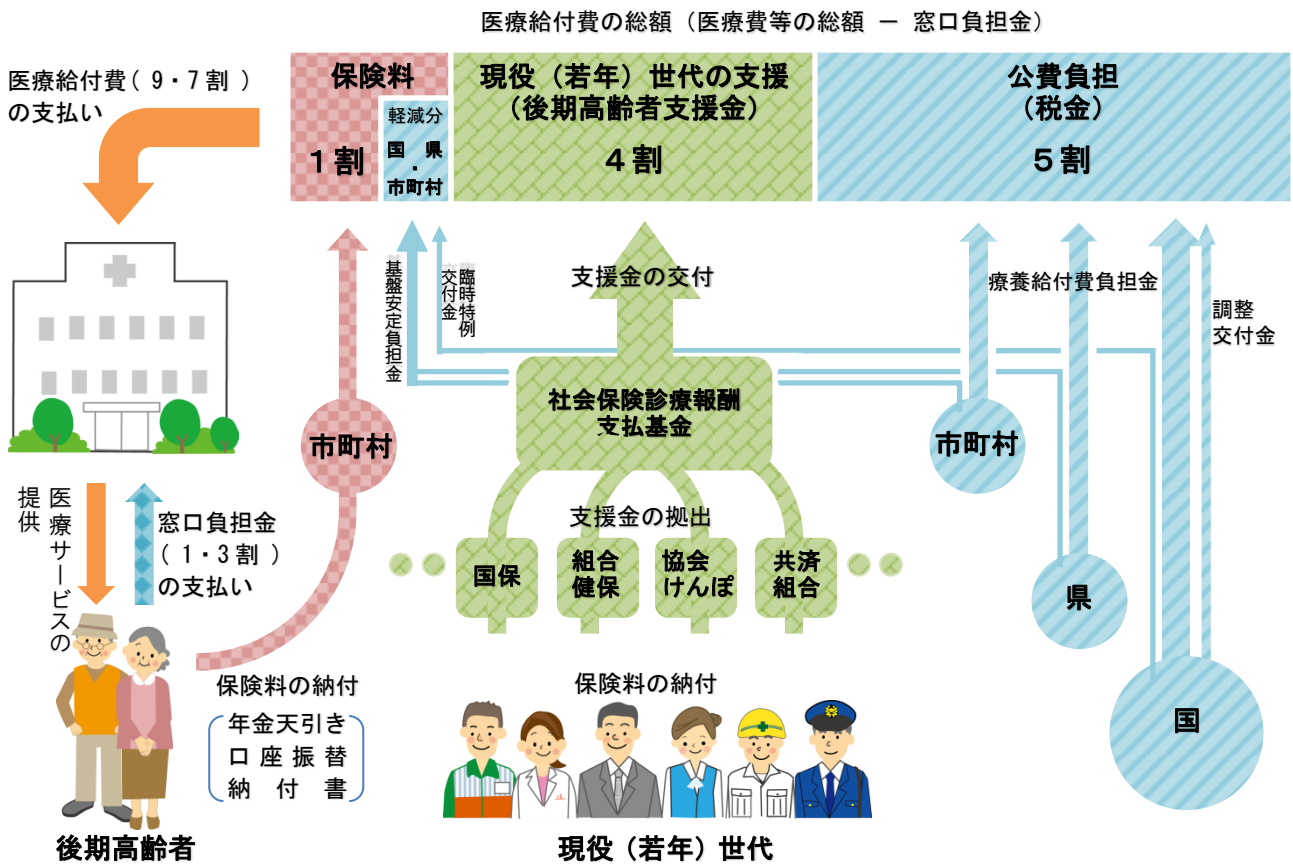
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



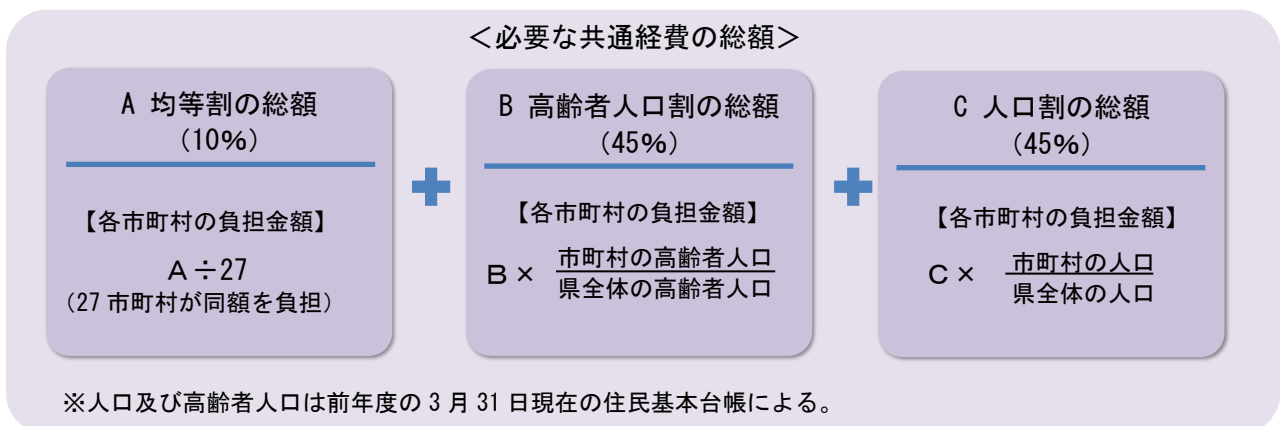
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、平成28・29年度は10.99%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金〔医療給付の財源〕の状況〔平成27年度〕

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲府市	978,901,450	630,388,780	11,480,523	1,620,770,753	1,865,553,956	447,891,348
2 富士吉田市	163,998,550	112,655,170	147,7050	278,130,770	402,548,567	120,391,128
3 都留市	122,429,720	75,883,980	2,096,010	200,409,710	228,677,005	72,535,379
4 山梨市	167,950,160	109,763,090	1,803,300	279,516,550	391,962,188	97,285,859
5 大月市	149,346,600	60,781,370	794,800	210,922,770	301,832,275	81,410,434
6 韭崎市	117,974,810	57,630,190	834,450	176,439,450	246,304,028	70,056,045
7 南アルプス市	238,249,410	125,887,460	1,818,470	365,955,340	518,244,348	144,380,050
8 北杜市	255,539,550	106,109,060	713,220	362,361,830	493,065,948	146,263,847
9 甲斐市	242,206,140	159,630,260	1,234,400	403,070,800	450,819,626	110,220,702
10 笛吹市	255,659,230	194,096,800	1,662,050	451,418,080	634,459,206	151,633,839
11 上野原市	134,510,130	65,038,660	207,670	199,756,460	222,434,609	63,592,166
12 甲州市	174,747,500	98,861,060	1,071,770	274,680,330	344,994,079	90,712,668
13 中央市	80,235,700	70,051,720	601,810	150,889,230	193,846,551	49,299,522
14 市川三郷町	94,845,680	32,341,600	639,820	127,827,100	197,933,896	58,887,909
15 早川町	10,674,370	4,038,850	0	14,713,220	27,115,307	7,531,467
16 身延町	100,154,850	30,658,460	1,202,719	132,016,029	239,578,679	63,204,123
17 南部町	54,282,000	18,488,850	0	72,770,850	107,583,343	30,454,182
18 富士川町	80,371,310	33,901,680	677,450	114,950,440	162,683,462	49,234,092
19 昭和町	44,185,740	67,333,060	537,310	112,056,110	92,540,282	22,695,276
20 道志村	9,661,560	5,408,890	140,510	15,210,960	17,800,698	4,579,078
21 西桂町	11,606,340	6,565,140	0	18,171,480	34,641,565	10,206,166
22 忍野村	17,365,460	11,075,780	45,170	28,486,410	51,065,387	12,648,717
23 山中湖村	22,794,590	29,200,890	988,190	52,983,670	40,640,431	8,737,389
24 鳴沢村	10,046,260	7,789,670	115,090	17,951,020	21,804,832	6,845,496
25 富士河口湖町	85,668,050	54,626,340	368,810	140,663,200	193,644,315	50,649,880
26 小菅村	3,916,550	2,715,690	0	6,632,240	10,798,403	4,179,577
27 丹波山村	3,695,630	1,513,090	0	5,208,720	9,758,612	4,491,012
広域連合	3,631,017,340	2,172,435,590	30,510,592	5,833,963,522	7,502,331,598	1,980,017,351

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [平成 27 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	26 年度負担金
1 甲 府 市	192,601	27,769	1,773,722	48,765,627	50,334,509	100,874,000	97,347,000
2 富 士 吉 田 市	50,603	6,658	1,773,722	12,812,431	12,068,391	26,655,000	25,678,000
3 都 留 市	31,348	4,336	1,773,722	7,937,160	7,859,499	17,570,000	17,045,000
4 山 梨 市	36,588	5,809	1,773,722	9,263,902	10,529,481	21,567,000	21,013,000
5 大 月 市	26,302	4,820	1,773,722	6,659,537	8,736,805	17,170,000	16,786,000
6 韭 崎 市	30,668	3,983	1,773,722	7,764,987	7,219,646	16,758,000	16,275,000
7 南アルプス市	72,715	8,530	1,773,722	18,411,081	15,461,607	35,646,000	34,348,000
8 北 杜 市	48,297	8,372	1,773,722	12,228,563	15,175,214	29,177,000	28,291,000
9 甲 斐 市	74,475	7,097	1,773,722	18,856,704	12,864,130	33,495,000	31,868,000
10 笛 吹 市	70,749	9,451	1,773,722	17,913,299	17,131,026	36,818,000	35,392,000
11 上 野 原 市	24,946	3,974	1,773,722	6,316,205	7,203,333	15,293,000	14,806,000
12 甲 州 市	33,503	5,767	1,773,722	8,482,795	10,453,351	20,710,000	20,180,000
13 中 央 市	31,031	2,999	1,773,722	7,856,897	5,436,033	15,067,000	14,553,000
14 市川三郷町	16,790	3,228	1,773,722	4,251,145	5,851,122	11,876,000	11,542,000
15 早 川 町	1,133	386	1,773,722	286,870	699,669	2,760,000	2,697,000
16 身 延 町	13,432	3,470	1,773,722	3,400,916	6,289,774	11,464,000	11,389,000
17 南 部 町	8,485	1,802	1,773,722	2,148,360	3,266,332	7,188,000	7,064,000
18 富 士 川 町	16,009	2,775	1,773,722	4,053,400	5,030,007	10,857,000	10,543,000
19 昭 和 町	19,136	1,543	1,773,722	4,845,141	2,796,865	9,416,000	8,967,000
20 道 志 村	1,818	306	1,773,722	460,309	554,660	2,789,000	2,719,000
21 西 桂 町	4,545	542	1,773,722	1,150,772	982,437	3,907,000	3,824,000
22 忍 野 村	9,232	740	1,773,722	2,337,497	1,341,335	5,453,000	5,261,000
23 山 中 湖 村	5,852	701	1,773,722	1,481,698	1,270,643	4,526,000	4,338,000
24 鳴 沢 村	3,170	409	1,773,722	802,628	741,360	3,318,000	3,195,000
25 富士河口湖町	26,399	3,038	1,773,722	6,684,097	5,506,725	13,965,000	13,432,000
26 小 菅 村	728	195	1,773,722	184,326	353,460	2,312,000	2,225,000
27 丹 波 山 村	596	193	1,773,722	150,904	349,835	2,274,000	2,222,000
広 域 連 合	851,151	118,893	47,890,494	215,507,250	215,507,250	478,905,000	463,000,000

※ 市町村人口は、平成 27 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第 50 条)	
1	県内に住所を有する、75 歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1) の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第 51 条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある方で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

住所地特例対象施設 (高確法第 55 条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年 8 月 1 日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されます）。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。

被保険者名	後期 太郎
被保険者番号	*****
負担割合	1割
有効期限	平成29年7月31日

見
本

後期高齢者医療被保険者証 有効期限平成29年7月31日

被保険者番号	*****		
住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号		
氏 名	後 期 太 郎	性別	男
生 年 月 日	昭和10年10月 10日		
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発 効 期 日	平成20年 4月 1日		
交付年月日	平成28年 7月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 険 者 番 号	39190000		
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合		

印

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口 4月1日現在	人数	被保険者		[再掲] 障害認定者	
			加入率	対前年度比	人数	対前年度比
23 年度	852,855	114,474	13.42	1.33	1,982	▲11.00
24 年度	846,145	116,325	13.74	1.62	1,726	▲12.92
25 年度	840,560	117,159	13.93	0.72	1,508	▲12.63
26 年度	834,346	118,473	14.19	1.12	1,334	▲11.54
27 年度	830,049	120,638	14.53	1.82	1,233	▲ 7.58

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

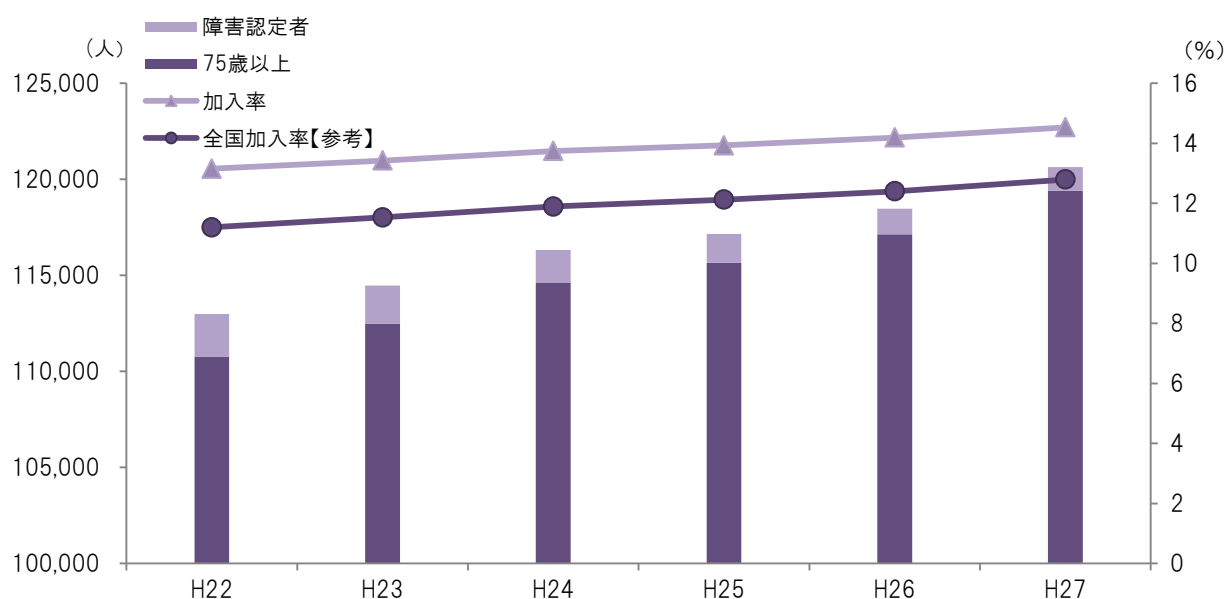
(年度末現在、単位：人、%)

年 度	全国の人口	人数	被保険者		[再掲] 障害認定者	
			加入率	対前年度比	人数	対前年度比
23 年度	127,707,550	14,733,494	11.53	2.74	389,973	▲5.98
24 年度	127,567,201	15,168,379	11.89	2.95	372,684	▲4.43
25 年度	127,354,303	15,435,518	12.12	1.76	366,922	▲1.55
26 年度	127,135,773	15,767,282	12.40	2.15	357,364	▲2.61
27 年度	126,939,382	16,236,861	12.79	2.98	343,312	▲3.93

※ 全国の人口は、総務省の「人口推計、各月1日現在人口、月次、(4月1日現在)」による。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報」による。

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
65 歳～69 歳	454	334	318	333	414
70 歳～74 歳	1,528	1,392	1,190	1,001	819
75 歳～79 歳	41,690	41,958	41,675	41,725	42,459
80 歳～84 歳	34,872	35,158	35,133	35,205	35,119
85 歳～89 歳	22,434	23,385	24,022	24,643	25,285
90 歳～94 歳	9,972	10,420	11,054	11,573	12,314
95 歳～99 歳	3,060	3,183	3,233	3,387	3,599
100 歳～	464	495	534	606	629
計	114,474	116,325	117,159	118,473	120,638
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	19,842	19,447	18,893	18,276	17,775

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
増	転入	354	374	361	309	347
	生活保護の廃止	48	34	34	52	64
	年齢到達	8,678	9,144	8,193	8,744	9,518
	その他	322	242	278	293	376
	計	9,402	9,794	8,866	9,398	10,305
減	転出	364	344	406	357	340
	生活保護の開始	104	114	156	176	180
	死亡	7,133	7,172	7,122	7,247	7,257
	その他	134	143	132	148	169
	計	7,735	7,773	7,816	7,928	7,946
増減差	転入－転出	▲ 10	30	▲ 45	▲48	7
	生活保護の廃止－開始	▲ 56	▲ 80	▲ 122	▲124	▲116
	年齢到達－死亡	1,545	1,972	1,071	1,497	2,261
	その他	188	99	146	145	207
	計	1,667	2,021	1,050	1,470	2,359

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

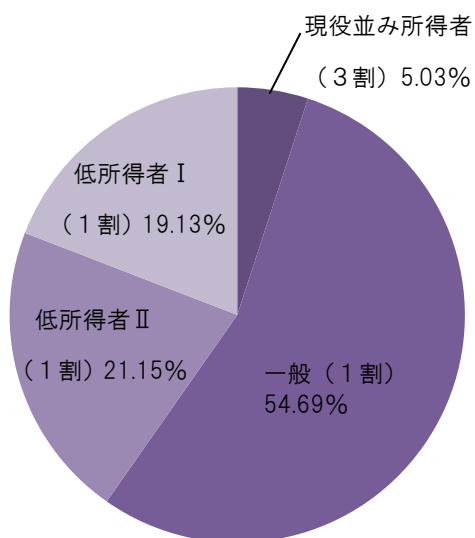
年度	被保険者								
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
23 年度	114,474	6,163	5.38	64,352	56.22	21,660	18.92	22,299	19.48
24 年度	116,325	5,991	5.15	64,948	55.83	22,694	19.51	22,692	19.51
25 年度	117,159	6,067	5.18	65,199	55.65	23,272	19.86	22,621	19.31
26 年度	118,473	6,002	5.07	65,536	55.32	24,242	20.46	22,693	19.15
27 年度	120,638	6,074	5.03	65,979	54.69	25,510	21.15	23,075	19.13

● 軽減被保険者の状況

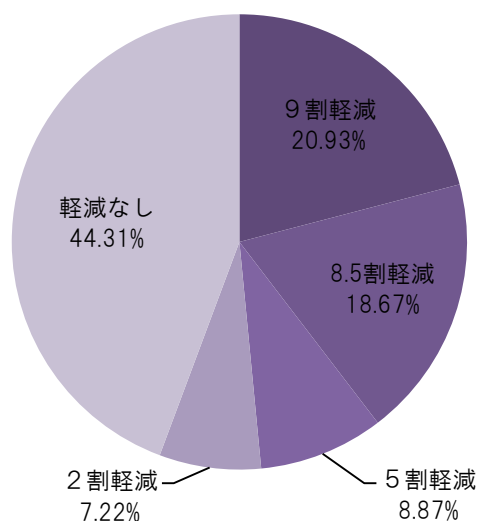
(年度末現在、単位：人、%)

軽減割合	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	114,474	—	116,325	—	117,159	—	118,473	—	120,638	—
均等割 9 割軽減	24,594	21.48	24,927	21.43	24,960	21.30	24,745	20.89	25,254	20.93
均等割 8.5 割軽減	18,487	16.15	19,480	16.75	20,335	17.36	21,220	17.91	22,518	18.67
均等割 5 割軽減	3,368	2.94	3,484	3.00	3,603	3.08	9,538	8.05	10,700	8.87
均等割 2 割軽減	8,372	7.31	8,953	7.70	9,392	8.02	7,813	6.59	8,714	7.22
所得割 5 割軽減	11,297	9.87	11,973	10.29	12,357	10.55	12,768	10.78	13,473	11.17

● 所得区分の割合 [平成 27 年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [平成 27 年度]



● 市町村別被保険者数 [平成 27 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	28,032	23.2	27,736	463	37.6	2,575	14.5	1,764	29.0
2 富 士 吉 田 市	6,796	5.6	6,693	35	2.8	1,626	9.1	328	5.4
3 都 留 市	4,350	3.6	4,321	8	0.6	887	5.0	226	3.7
4 山 梨 市	5,922	4.9	5,867	61	4.9	742	4.2	295	4.9
5 大 月 市	4,825	4.0	4,805	18	1.5	937	5.3	159	2.6
6 韭 崎 市	4,022	3.3	4,008	81	6.6	616	3.5	155	2.6
7 南アルプス市	8,660	7.2	8,541	50	4.1	1,614	9.1	369	6.1
8 北 杜 市	8,477	7.0	8,398	46	3.7	1,235	6.9	300	4.9
9 甲 斐 市	7,381	6.1	7,168	20	1.6	896	5.0	409	6.7
10 笛 吹 市	9,567	7.9	9,436	101	8.2	1,229	6.9	539	8.9
11 上 野 原 市	4,082	3.4	4,005	11	0.9	634	3.6	206	3.4
12 甲 州 市	5,705	4.7	5,689	20	1.6	717	4.0	313	5.2
13 中 央 市	3,064	2.5	3,007	10	0.8	510	2.9	165	2.7
14 市川三郷町	3,353	2.8	3,264	90	7.3	569	3.2	96	1.6
15 早 川 町	375	0.3	384	2	0.2	41	0.2	12	0.2
16 身 延 町	3,468	2.9	3,483	78	6.3	580	3.3	78	1.3
17 南 部 町	1,848	1.5	1,845	42	3.4	333	1.9	46	0.8
18 富 士 川 町	2,818	2.3	2,793	27	2.2	499	2.8	108	1.8
19 昭 和 町	1,590	1.3	1,546	3	0.2	199	1.1	175	2.9
20 道 志 村	314	0.3	315	1	0.1	80	0.5	17	0.3
21 西 桂 町	571	0.5	556	8	0.6	146	0.8	11	0.2
22 忍 野 村	750	0.6	747	9	0.7	201	1.1	35	0.6
23 山 中 湖 村	733	0.6	712	1	0.1	71	0.4	62	1.0
24 鳴 沢 村	407	0.3	406	2	0.2	76	0.4	23	0.4
25 富士河口湖町	3,111	2.6	3,083	45	3.6	691	3.9	168	2.8
26 小 菅 村	211	0.2	208	1	0.1	36	0.2	11	0.2
27 丹 波 山 村	206	0.2	205	0	0.0	35	0.2	4	0.1
広 域 連 合	120,638	100.0%	119,222	1,233	100.0%	17,775	100.0%	6,074	100.0%

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約1割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

高確法第104条により、医療の確保が著しく困難である地域等について（恒久措置）、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について（制度開始から6年間の経過措置）、不均一賦課ができる旨規定されています（差額は国県が1/2ずつ負担）。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行っていました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では50:50の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

＜必要な保険料の総額＞

均等割（総額） 原則 50 % 所得割（総額） 原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔27年度決算時点における調定割合は、〕
均等割 56.77% : 所得割 43.23%

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

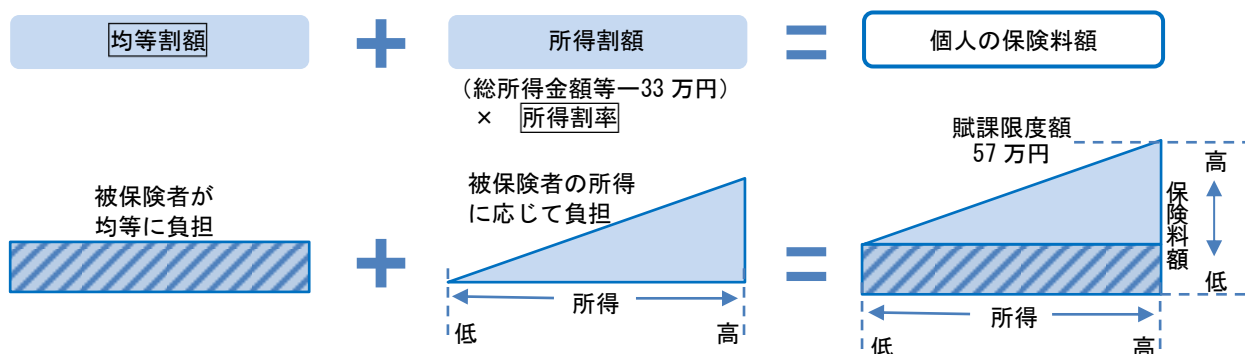
所得割率

所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
20・21年度	7.28 %	38,710 円
22・23年度	7.28 %	38,710 円
24・25年度	7.86 %	39,670 円
26・27年度	7.86 %	40,490 円
28・29年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料額

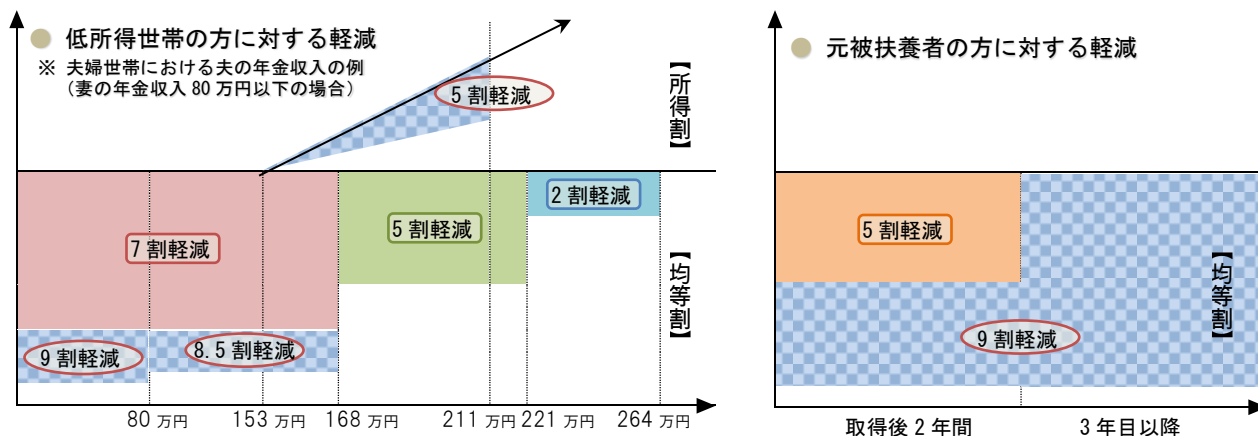
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として、県および市が基盤安定負担金として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

総所得金額が 58 万円以下の場合、所得割を 5 割軽減します。また、総所得金額等が一定以下の場合、均等割額を軽減します。

軽減割合	軽減となる条件（平成 28 年 4 月 1 日～）
所得割額	5 割 基礎控除額 33 万円控除後の総所得金額が 58 万円以下
均等割額	9 割 算定基礎額 ≤ 33 万円 かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得なし）
	8.5 割 算定基礎額 ≤ 33 万円
	5 割 算定基礎額 ≤ 33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数
	2 割 算定基礎額 ≤ 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から（制度上は 2 年間ですが、特例措置により期限なしで）所得割額は賦課されず、均等割額も 9 割軽減されます。

（５）保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるとされています。（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条）

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。（災害救助法適用市町村から転入等）

● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度
均一賦課 所得割率	7.28%	7.28%	7.86%	7.86%	7.86%
均一賦課 均等割額	38,710 円	38,710 円	39,670 円	40,490 円	40,490 円
不均一賦課 調整割合	3/6	4/6	5/6	法附則に定める 6年の経過によ り解消	⇒
不均一賦課 (小菅村) 所得割率	5.90%	6.40%	7.30%		
不均一賦課 (小菅村) 均等割額	31,355 円	34,064 円	37,289 円		
賦課限度額 (法定)	50 (50) 万円	50 (50) 万円	55 (55) 万円	57 (57) 万円	57 (57) 万円

イ 賦課割合

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
所得割	41.77%	42.82%	43.14%	42.94%	42.41%	43.16%
均等割	58.23%	57.18%	56.86%	57.06%	57.59%	56.84%

※ 賦課割合は、本算定時（7月1日）の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
軽減前賦課額	66,462 円	69,370 円	69,766 円	70,956 円	70,311 円	71,233 円
増減額	101 円	2,908 円	396 円	1,190 円	▲645 円	922 円
対前年度比	0.15%	4.38%	0.57%	1.71%	▲0.91%	1.31%
軽減後賦課額	45,630 円	47,928 円	48,343 円	48,426 円	47,453 円	48,566 円
増減額	100 円	2,298 円	415 円	83 円	▲973 円	1,113 円
対前年度比	0.22%	5.04%	0.87%	0.17%	▲2.01%	2.35%

※ 各項目の数値は、本算定時（7月1日）の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したもの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したもの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、％)

	均一保険料率					被保険者一人当たり平均保険料額				
	26-27 年度		28-29 年度			22-23 年度	24-25 年度	26-27 年度	28-29 年度 (見込み)	
	被保険者 均等割額	所得割率	被保険者 均等割額	(順位)	所得割率	保険料 額	保険料額	保険料額	保険料額	(順位)
全 国	44,980	8.88	45,289		9.09	5,249	5,569	5,632	5,659	
北 海 道	51,472	10.52	49,809	(8)	10.51	5,415	5,610	5,483	5,282	(15)
青 森 県	40,514	7.41	40,514	(40)	7.41	3,322	3,331	3,195	3,197	(46)
岩 手 県	38,000	7.36	38,000	(46)	7.36	3,147	3,142	3,310	3,256	(45)
宮 城 県	42,960	8.56	42,480	(33)	8.54	4,435	4,742	4,910	4,784	(24)
秋 田 県	39,710	8.07	39,710	(43)	8.07	3,101	3,319	3,130	2,963	(47)
山 形 県	39,500	7.84	41,700	(37)	8.58	3,327	3,503	3,456	3,536	(43)
福 島 県	41,700	8.19	41,700	(37)	8.19	3,747	3,808	4,010	4,007	(41)
茨 城 県	39,500	8.00	39,500	(44)	8.00	4,173	4,484	4,498	4,510	(28)
栃 木 県	43,200	8.54	43,200	(31)	8.54	4,080	4,691	4,641	4,484	(31)
群 馬 県	43,600	8.60	43,600	(29)	8.60	4,289	4,762	4,726	4,666	(27)
埼 玉 県	42,440	8.29	42,070	(36)	8.34	5,977	6,270	6,179	6,168	(8)
千 葉 県	38,700	7.43	40,400	(42)	7.93	5,496	5,537	5,622	5,818	(10)
東 京 都	42,200	8.98	42,400	(35)	9.07	7,214	7,746	8,097	7,958	(1)
神奈川県	42,580	8.30	43,429	(30)	8.66	7,081	7,430	7,507	7,632	(2)
新 潟 県	35,300	7.15	35,300	(47)	7.15	3,595	3,626	3,501	3,463	(44)
富 山 県	43,800	8.60	43,800	(27)	8.60	4,528	5,041	4,866	4,857	(23)
石 川 県	47,520	9.33	47,520	(16)	9.33	4,897	5,310	5,148	5,022	(19)
福 井 県	43,700	7.90	43,700	(28)	7.90	4,509	4,619	4,487	4,497	(29)
山 梨 県	40,490	7.86	40,490	(41)	7.86	3,873	4,097	4,078	4,069	(40)
長 野 県	40,347	8.10	40,907	(39)	8.30	3,957	4,213	4,465	4,449	(32)
岐 阜 県	41,840	7.99	42,690	(32)	8.55	4,520	4,723	4,737	4,939	(20)
静 岡 県	38,500	7.57	39,500	(44)	7.85	4,964	5,091	5,075	5,175	(17)
愛 知 県	45,761	9.00	46,984	(18)	9.54	6,315	6,664	6,845	7,003	(3)
三 重 県	43,050	8.30	43,870	(26)	9.06	4,100	4,461	4,786	4,865	(22)
滋 賀 県	44,886	8.73	45,242	(22)	8.94	4,671	5,180	5,443	5,518	(13)
京 都 府	47,480	9.17	48,220	(14)	9.61	5,953	6,190	6,076	6,206	(7)
大 阪 府	52,607	10.41	51,649	(6)	10.41	6,639	6,999	6,887	6,740	(4)
兵 庫 県	47,603	9.70	48,297	(13)	10.17	5,892	6,321	6,451	6,426	(5)
奈 良 県	44,700	8.57	44,800	(23)	8.92	5,351	5,746	5,916	5,960	(9)
和歌山県	44,730	8.55	44,177	(25)	8.93	4,146	4,264	4,251	4,201	(37)
鳥 取 県	42,480	8.07	42,480	(33)	8.07	3,976	3,989	4,004	4,086	(39)
島 根 県	43,440	8.53	45,840	(21)	9.28	3,630	4,006	3,955	4,202	(36)
岡 山 県	46,300	9.15	49,200	(9)	9.87	4,926	5,166	5,136	5,494	(14)
広 島 県	44,032	8.43	44,795	(24)	8.97	5,220	5,641	5,504	5,597	(12)
山 口 県	50,431	10.17	52,390	(4)	10.52	5,341	5,621	5,715	5,785	(11)
徳 島 県	51,273	10.02	52,913	(3)	10.98	3,970	4,479	4,517	4,696	(25)
香 川 県	47,200	8.81	47,300	(17)	9.26	5,226	5,226	5,123	5,198	(16)
愛 媛 県	45,231	9.05	46,308	(20)	9.16	4,101	4,458	4,417	4,433	(33)
高 知 県	51,793	10.35	54,394	(2)	11.42	4,409	4,879	4,748	4,932	(21)
福 岡 県	56,584	11.47	56,085	(1)	11.17	6,194	6,566	6,560	6,376	(6)
佐 賀 県	51,800	9.88	51,800	(5)	9.88	4,466	4,742	4,706	4,683	(26)
長 崎 県	46,800	8.80	46,800	(19)	8.80	4,124	4,326	4,396	4,356	(34)
熊 本 県	47,900	9.26	47,900	(15)	9.26	4,299	4,394	4,249	4,211	(35)
大 分 県	48,500	9.52	48,500	(10)	9.52	4,385	4,641	4,491	4,489	(30)
宮 崎 県	48,400	9.08	48,400	(12)	9.08	3,558	3,893	4,028	4,000	(42)
鹿児島県	51,500	9.32	51,500	(7)	9.97	3,684	3,917	4,001	4,114	(38)
沖 縄 県	48,440	8.80	48,440	(11)	8.80	4,590	4,884	5,026	5,105	(18)

● 「後期高齢者医療事業状況報告」より

● 均一保険料率は、平成 28 年度・平成 29 年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。

● 平成 28-29 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

● 平成 22-23 年度～平成 26-27 年度までの被保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	Ⓐ		Ⓐ		Ⓐ		ⓐ		ⓐ		ⓐ	
普通徴収(口座振替・納付書)				ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	

Ⓐ … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、2月の保険料額で徴収。

ⓐ … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09 %（拠出率）を積み立て、平成 25 年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、平成 28・29 年度については、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度比
23 年度	5,306,952,350	100.00	5,267,285,240	99.25	0.04
現年度分	5,292,083,310	99.72	5,254,747,060	99.29	0.06
特別徴収	3,495,707,340	66.06	3,495,707,340	100.00	0.00
普通徴収	1,796,375,970	33.94	1,759,039,720	97.92	0.11
過年度分	14,869,040	0.28	12,538,180	84.32	▲8.07
24 年度	5,666,865,690	100.0	5,621,332,110	99.19	▲0.06
現年度分	5,652,667,360	99.75	5,608,749,270	99.22	▲0.07
特別徴収	3,627,329,540	64.17	3,627,329,540	100.00	0.00
普通徴収	2,025,337,820	35.83	1,981,419,730	97.83	▲0.09
過年度分	14,198,330	0.25	12,582,840	88.62	4.30
25 年度	5,785,462,150	100.0	5,745,842,028	99.31	0.12
現年度分	5,766,476,960	99.67	5,727,662,088	99.32	0.10
特別徴収	3,684,584,620	63.90	3,684,572,020	100.00	0.00
普通徴収	2,081,892,340	36.10	2,043,090,068	98.13	0.30
過年度分	18,985,190	0.33	18,179,940	95.75	7.13
26 年度	5,823,326,210	100.0	5,793,243,623	99.48	0.17
現年度分	5,808,628,610	99.75	5,779,217,283	99.49	0.17
特別徴収	3,695,731,560	63.62	3,695,731,560	100.00	0.00
普通徴収	2,112,897,050	36.38	2,083,485,723	98.61	0.48
過年度分	14,697,600	0.25	14,026,340	95.43	▲0.32
27 年度	5,817,974,850	100.0	5,784,100,945	99.41	▲0.07
現年度分	5,800,801,170	99.70	5,768,432,345	99.44	▲0.05
特別徴収	3,615,455,210	62.33	3,615,455,210	100.0	0.00
普通徴収	2,185,345,960	37.67	2,152,977,135	98.52	▲0.09
過年度分	17,173,680	0.30	15,668,600	91.24	▲4.19

※ 収納額は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度比	不納欠損額
23 年度	74,498,370	31,493,130	42.27	▲8.97	5,496,560
24 年度	76,671,070	33,270,535	43.39	1.12	10,302,570
25 年度	77,834,565	38,409,249	49.34	5.95	8,734,270
26 年度	69,975,408	33,621,563	48.04	▲1.30	8,324,015
27 年度	57,388,957	30,093,392	52.43	4.39	6,324,920

※ 収納額は、還付未済額を除く。

● 市町村別収納状況〔平成 27 年度〕

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率
	現年度分 特別徴収	普通徴収	過年度分	計	構成 比率			
1 甲 府 市	974,327,860	633,244,650	3,815,330	1,611,387,840	27.70	1,602,651,490	8,736,350	99.45
2 富 士 吉 田 市	163,522,370	112,284,990	412,380	276,219,740	4.75	275,388,620	831,120	99.69
3 都 留 市	122,372,360	77,003,980	298,440	199,674,780	3.43	198,141,880	1,532,900	99.23
4 山 梨 市	167,398,150	110,639,190	1,950,340	279,987,680	4.81	277,140,770	2,846,910	98.98
5 大 月 市	148,925,690	61,258,570	655,190	210,839,450	3.62	209,607,860	1,231,590	99.41
6 韭 崎 市	117,704,580	57,585,000	680,840	175,970,420	3.02	175,164,980	805,440	99.54
7 南アルプス市	237,973,400	127,583,480	649,080	366,205,960	6.29	364,423,660	1,782,300	99.51
8 北 杜 市	254,373,010	105,451,230	1,580,730	361,404,970	6.21	359,532,600	1,872,370	99.48
9 甲 斐 市	241,864,920	159,334,730	1,520,420	402,720,070	6.92	401,152,410	1,567,660	99.61
10 笛 吹 市	254,964,630	196,587,130	979,710	452,531,470	7.78	449,359,860	3,171,610	99.29
11 上 野 原 市	134,117,640	65,956,740	271,320	200,345,700	3.44	199,137,330	1,208,370	99.39
12 甲 州 市	172,047,560	99,167,370	1,657,940	272,872,870	4.69	270,341,280	2,531,590	99.07
13 中 央 市	79,954,810	70,471,430	209,090	150,635,330	2.59	150,177,200	458,130	99.69
14 市 川 三 郷 町	94,350,230	32,526,180	205,260	127,081,670	2.18	126,717,450	364,220	99.71
15 早 川 町	10,754,690	3,999,420	2,690	14,756,800	0.25	14,756,800	0	100.00
16 身 延 町	100,014,400	30,169,730	529,340	130,713,470	2.25	130,505,520	207,950	99.84
17 南 部 町	54,175,390	18,320,820	91,290	72,587,500	1.25	72,587,500	0	100.00
18 富 士 川 町	78,009,200	37,104,570	260,540	115,374,310	1.98	113,998,990	1,375,320	98.80
19 昭 和 町	44,127,770	67,549,640	231,680	111,909,090	1.92	111,032,175	876,915	99.21
20 道 志 村	9,688,280	5,426,590	0	15,114,870	0.26	14,905,180	209,690	98.61
21 西 桂 町	11,566,120	6,347,190	254,290	18,167,600	0.31	18,167,600	0	100.00
22 忍 野 村	17,363,040	10,501,700	62,740	27,927,480	0.48	27,882,240	45,240	99.83
23 山 中 湖 村	22,559,140	28,993,020	455,700	52,007,860	0.89	51,418,650	589,210	98.86
24 鳴 沢 村	10,068,910	7,801,720	20,720	17,891,350	0.31	17,750,630	140,720	99.21
25 富士河口湖町	85,577,910	55,667,960	378,110	141,623,980	2.43	140,135,680	1,488,300	98.94
26 小 菅 村	3,936,270	2,767,450	0	6,703,720	0.12	6,703,720	0	100.00
27 丹 波 山 村	3,716,880	1,601,480	510	5,318,870	0.09	5,318,870	0	100.00
広 域 連 合	3,615,455,210	2,185,345,960	17,173,680	5,817,974,850	100.00	5,784,100,945	33,873,905	99.41

※ 収納額は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	19,076,500	33.2	11,480,523	7,595,977	60.18	610,400	3.20
2 富 士 吉 田 市	3,230,130	5.6	1,473,820	1,756,310	45.62	1,248,760	38.66
3 都 留 市	3,619,970	6.3	2,004,470	1,615,500	55.37	664,320	18.35
4 山 梨 市	3,263,320	5.7	1,803,260	1,460,060	55.25	427,930	13.11
5 大 月 市	2,328,720	4.1	794,800	1,533,920	34.13	189,800	8.15
6 韭 崎 市	1,551,300	2.7	834,450	716,850	53.79	104,930	6.76
7 南アルプス市	2,770,910	4.8	1,787,470	983,440	64.50	189,580	6.84
8 北 杜 市	2,334,130	4.1	707,400	1,626,730	30.30	316,570	13.56
9 甲 斐 市	1,619,310	2.8	1,234,400	384,910	76.22	21,580	1.33
10 笛 吹 市	4,474,540	7.8	1,662,050	2,812,490	37.14	184,370	4.12
11 上 野 原 市	1,167,890	2.0	207,670	960,220	17.78	202,720	17.36
12 甲 州 市	2,283,840	4.0	1,005,470	1,278,370	44.02	440,060	19.27
13 中 央 市	1,172,810	2.1	601,810	571,000	51.31	298,730	25.47
14 市 川 三 郷 町	1,108,500	1.9	639,820	468,680	57.71	0	0.00
15 早 川 町	—	—	—	—	—	—	—
16 身 延 町	3,109,510	5.4	1,134,109	1,975,401	36.47	739,550	23.78
17 南 部 町	—	—	—	—	—	—	—
18 富 士 川 町	1,002,720	1.8	656,290	346,430	65.45	0	0.00
19 昭 和 町	598,820	1.0	537,310	61,510	89.72	0	0.00
20 道 志 村	211,130	0.4	140,510	70,620	66.55	0	0.00
21 西 桂 町	—	—	—	—	—	—	—
22 忍 野 村	45,170	0.1	45,170	0	100.00	0	0.00
23 山 中 湖 村	1,340,630	2.3	858,690	481,940	64.05	271,280	20.24
24 鳴 沢 村	115,090	0.2	115,090	0	100.00	0	0.00
25 富士河口湖町	964,017	1.7	368,810	595,207	38.25	414,340	42.98
26 小 菅 村	—	—	—	—	—	—	—
27 丹 波 山 村	—	—	—	—	—	—	—
広 域 連 合	57,388,957	100.0	30,093,392	27,295,565	52.43	6,324,920	11.02

※ 収納額は、還付未済額を除く。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	8月1日 現在	割合	短期証交付者数					資格証明書交付者数	
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	4か月	8月1日 現在	割合
23年度	113,288	320	0.28	4	116	13	187	0	0	0.00
24年度	114,830	402	0.35	4	113	6	278	1	0	0.00
25年度	116,434	315	0.27	0	125	9	181	0	0	0.00
26年度	117,194	397	0.34	7	139	17	234	0	0	0.00
27年度	118,924	421	0.35	0	175	3	243	0	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
23年度	2	0	0	1	208 千円
24年度	3	0	2	3	1,574 千円
25年度	11	0	0	5	1,111 千円
26年度	11	0	4	6	2,680 千円
27年度	14	1	0	11	3,332 千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
23年度	900	5,496,560	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
24年度	870	10,302,570	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、時効
25年度	805	8,734,270	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
26年度	883	8,324,015	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、時効
27年度	769	6,324,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口に出すと1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3 事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2 世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4 干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

（３）療養の給付等

被保険者は、病気にかかったり負傷した場合に、かかった医療費の１割若しくは３割（前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

（４）療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）、医師の同意に基づき柔道整復師の治療を受けた場合など、窓口で一旦医療費の全額を自己負担していただきますが、申請により保険者負担分の金額を給付しています。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた

（５）高額療養費

被保険者が１か月に支払った一部負担金の合計（病院や調剤薬局などの区別なく合算し、同じ世帯に被保険者が複数人いる場合は合算できますが、入院時の食費の標準負担額は合算できません。）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されるものです。

所得区分		外 来	世帯（外来＋入院）
現役並み所得者 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降）		44,400 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 % （44,400 円）
一 般		12,000 円	44,400 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

（６）高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、１年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療 ＋ 介護保険
現役並み所得者		670,000 円
一般		560,000 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	310,000 円
	低所得者Ⅰ	190,000 円

（７）入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者・一般		260 円
低所得者Ⅱ	入院期間が 90 日まで	210 円
	入院期間が 91 日以上 (過去 12 か月)	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

（８）移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者 一般	460 円※	320 円
低所得者Ⅱ	210 円	320 円
低所得者Ⅰ	130 円	320 円
老齢福祉年金 受給者	100 円	0 円

※ 一部医療機関では 420 円の場合があります。

（９）訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

（１０）葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費 5 万円が支給されます。

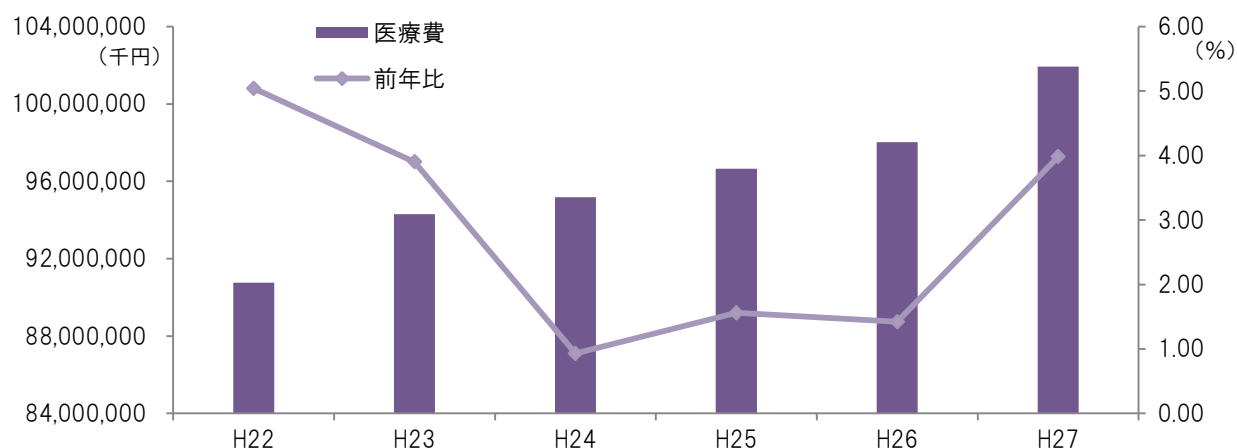
★ 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税である低所得の方については、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食費等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日 年 月 日			
被保険者番号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生年月日		
発 効 期 日	年 月 日		
有 効 期 限	年 月 日		
適 用 区 分			
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	山梨県後期高齢者医療広域連合 印		

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
22 年度	90,756,322,267	5.04	83,028,768,068	3,040,736,293	72,569,700	7,727,554,199	91.49
3 割	4,645,102,965	3.37	3,735,005,473	485,672,169	4,011,652	910,097,492	80.41
1 割	86,111,219,302	5.13	79,293,762,595	2,555,064,124	68,558,048	6,817,456,707	92.08
23 年度	94,297,426,495	3.90	86,339,912,882	3,197,654,974	68,707,229	7,957,513,613	91.56
3 割	4,777,018,900	2.62	3,857,114,919	509,072,468	4,329,669	919,903,981	80.74
1 割	89,520,407,595	3.96	82,482,797,963	2,688,582,506	64,377,560	7,037,609,632	92.14
24 年度	95,175,509,921	0.93	87,307,386,688	3,276,496,041	57,143,427	7,868,123,233	91.73
3 割	4,530,578,294	▲4.96	3,687,340,335	474,605,104	4,127,815	843,237,959	81.39
1 割	90,644,931,627	1.26	83,620,046,353	2,801,890,937	53,015,612	7,024,885,274	92.25
25 年度	96,658,831,640	1.56	88,649,218,482	3,338,015,644	66,653,142	8,009,613,158	91.71
3 割	4,673,232,834	3.15	3,778,236,191	502,997,692	3,276,834	894,996,643	80.85
1 割	91,985,598,806	1.48	84,870,982,291	2,835,017,952	63,376,308	7,114,616,515	92.27
26 年度	98,028,375,504	1.42	89,937,090,383	3,384,600,965	73,851,682	8,091,285,121	91.75
3 割	4,554,306,939	▲2.54	3,678,214,150	468,519,575	5,743,205	876,092,789	80.76
1 割	93,474,068,565	1.62	86,258,876,233	2,916,081,390	68,108,477	7,215,192,332	92.28
27 年度	101,927,143,504	3.98	93,778,103,520	3,676,157,031	69,417,348	8,149,039,984	92.01
3 割	4,587,534,586	0.73	3,750,124,193	496,950,335	4,407,892	837,410,393	81.75
1 割	97,339,608,918	4.14	90,027,979,327	3,179,206,696	65,009,456	7,311,629,591	92.49

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年 度	件 数	給 付 額	1 件当たり額
23 年度	7,114	355,700,000	50,000
24 年度	7,055	352,750,000	50,000
25 年度	6,843	342,150,000	50,000
26 年度	7,273	363,650,000	50,000
27 年度	7,150	357,500,000	50,000

● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度		医療費	前年 比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
23 年度	費用額	94,297,426	3.90	43,726,138	26,038,606	2,745,142	17,477,677	235,957	2,873,627	1,200,279
	件数	3,084,357	3.06	90,768	1,662,906	167,216	1,089,531	2,909	85,009	71,027
24 年度	費用額	95,175,510	0.93	43,962,324	26,320,525	2,887,224	17,770,668	266,806	2,773,025	1,194,938
	件数	3,179,680	3.09	89,466	1,704,650	177,034	1,135,223	3,230	83,827	70,077
25 年度	費用額	96,658,832	1.56	43,877,178	26,492,455	3,009,419	19,049,997	281,980	2,750,887	1,196,916
	件数	3,254,249	2.35	88,167	1,725,446	187,944	1,177,008	3,566	83,038	72,118
26 年度	費用額	98,028,376	1.42	44,565,343	26,729,908	3,119,803	19,374,800	310,382	2,764,144	1,163,995
	件数	3,308,180	1.66	89,272	1,744,006	200,061	1,200,830	3,741	84,192	70,270
27 年度	費用額	101,927,144	3.98	45,935,458	27,897,090	3,237,878	20,591,223	298,860	2,778,062	1,188,573
	件数	3,382,270	2.24	90,276	1,772,588	212,486	1,231,236	3,924	85,334	71,760

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

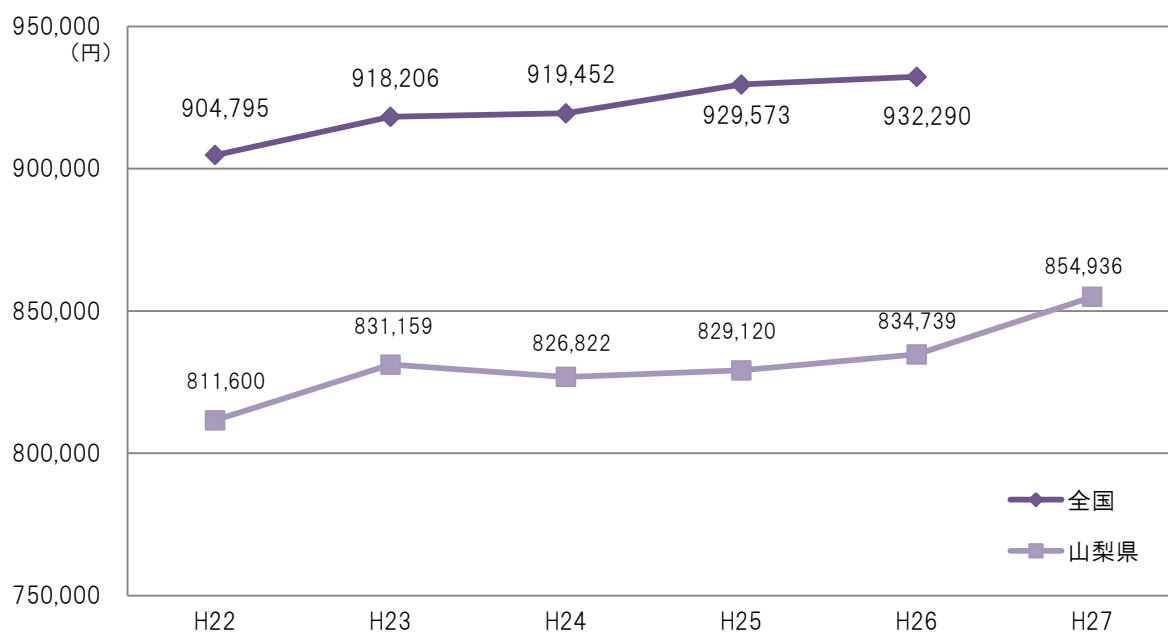
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
23 年度	831,159	2.41	385,412	229,510	24,196	154,052	2,080	25,329	10,580
3 割	785,341	3.15	341,962	233,949	30,488	148,872	1,447	18,185	10,438
1 割	833,655	2.35	387,868	229,259	23,841	154,252	2,115	25,733	10,587
24 年度	826,822	▲0.52	381,916	228,655	25,082	154,380	2,318	24,090	10,381
3 割	758,891	▲3.37	315,361	235,200	30,168	150,341	1,465	16,482	9,874
1 割	830,538	▲0.37	385,556	228,297	24,804	154,601	2,365	24,506	10,409
25 年度	829,120	0.28	376,370	227,247	25,814	163,407	2,419	23,596	10,267
3 割	783,574	3.25	327,457	237,207	31,333	159,627	1,716	16,731	9,503
1 割	831,576	0.12	379,007	226,710	25,517	163,611	2,457	23,966	10,308
26 年度	834,739	0.68	379,486	227,613	26,566	164,982	2,643	23,537	9,912
3 割	765,173	▲2.35	312,296	231,152	31,265	161,903	2,965	15,653	9,938
1 割	838,453	0.83	383,073	227,424	26,315	165,146	2,626	23,958	9,910
27 年度	854,936	2.42	385,293	233,993	27,158	172,713	2,507	23,302	9,970
3 割	772,442	0.95	308,091	236,865	31,439	168,189	2,413	15,394	10,818
1 割	859,268	2.48	388,366	233,802	26,932	172,948	2,511	23,682	9,921

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移（全国との比較）



※ 全国は、厚生労働省『後期高齢者医療事業年報』による。(対象期間は3月から2月)

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	23 年度 医療費	24 年度 医療費	25 年度 医療費	26 年度 医療費	27 年度 医療費
1 甲 府 市	23,476,842	23,838,489	24,414,662	24,769,039	25,687,604
2 富 士 吉 田 市	4,967,819	5,082,829	5,116,397	5,143,230	5,466,813
3 都 留 市	3,154,665	3,171,013	3,132,376	3,091,612	3,141,656
4 山 梨 市	5,136,007	5,204,488	5,114,148	5,253,075	5,259,824
5 大 月 市	3,872,592	3,873,854	3,657,237	3,781,373	4,015,534
6 韭 崎 市	3,125,181	3,031,812	3,205,571	3,189,420	3,291,820
7 南アルプス市	6,516,135	6,485,425	6,634,186	6,672,740	6,954,990
8 北 杜 市	6,201,833	6,071,746	6,160,425	6,347,283	6,621,191
9 甲 斐 市	5,135,031	5,366,159	5,678,321	5,831,201	6,150,126
10 笛 吹 市	7,976,727	8,101,297	8,258,444	8,339,069	8,662,331
11 上 野 原 市	2,701,982	2,641,977	2,698,200	2,719,108	3,056,130
12 甲 州 市	4,616,782	4,616,269	4,776,055	4,733,245	4,673,086
13 中 央 市	2,291,524	2,295,180	2,358,202	2,394,364	2,600,084
14 市 川 三 郷 町	2,508,984	2,553,478	2,540,607	2,467,771	2,634,014
15 早 川 町	343,313	350,489	357,811	326,978	368,159
16 身 延 町	2,916,454	2,983,544	2,930,102	2,964,395	3,167,248
17 南 部 町	1,572,047	1,610,755	1,487,116	1,468,712	1,424,314
18 富 士 川 町	2,059,051	2,084,548	2,079,247	2,153,807	2,178,683
19 昭 和 町	1,079,747	1,104,839	1,184,452	1,241,514	1,371,762
20 道 志 村	267,964	230,063	234,856	226,132	237,744
21 西 桂 町	415,785	423,681	473,243	493,837	457,984
22 忍 野 村	577,992	630,068	618,629	675,285	698,232
23 山 中 湖 村	567,933	583,403	544,078	555,917	573,281
24 鳴 沢 村	262,969	269,854	264,435	301,443	292,219
25 富士河口湖町	2,266,502	2,288,252	2,464,353	2,579,874	2,672,349
26 小 菅 村	143,431	118,196	150,730	175,755	142,384
27 丹 波 山 村	142,134	163,802	124,949	132,197	127,579
広 域 連 合	94,297,426	95,175,510	96,658,832	98,028,376	101,927,144

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	23 年度 療養給付費	24 年度 療養給付費	25 年度 療養給付費	26 年度 療養給付費	27 年度 療養給付費
1 甲 府 市	21,486,890	21,860,768	22,386,533	22,736,379	23,637,852
2 富 士 吉 田 市	4,556,391	4,680,727	4,699,810	4,704,927	5,027,059
3 都 留 市	2,873,338	2,898,986	2,866,586	2,829,183	2,870,523
4 山 梨 市	4,706,435	4,785,492	4,696,524	4,836,323	4,840,979
5 大 月 市	3,554,307	3,555,875	3,354,184	3,471,720	3,698,810
6 韭 崎 市	2,846,065	2,774,213	2,939,644	2,922,961	3,026,395
7 南アルプス市	5,969,096	5,946,774	6,083,337	6,102,074	6,392,308
8 北 杜 市	5,686,461	5,571,307	5,656,885	5,814,769	6,099,846
9 甲 斐 市	4,703,994	4,920,541	5,216,280	5,367,427	5,672,189
10 笛 吹 市	7,319,983	7,444,474	7,579,934	7,669,861	7,975,841
11 上 野 原 市	2,466,106	2,409,756	2,456,286	2,482,723	2,801,409
12 甲 州 市	4,219,690	4,232,434	4,382,471	4,337,943	4,293,548
13 中 央 市	2,098,971	2,100,385	2,153,493	2,200,633	2,401,449
14 市 川 三 郷 町	2,302,231	2,348,878	2,331,622	2,266,884	2,424,338
15 早 川 町	314,873	323,541	329,807	301,819	341,426
16 身 延 町	2,667,677	2,730,547	2,685,607	2,707,900	2,924,055
17 南 部 町	1,444,781	1,481,927	1,363,315	1,350,954	1,311,235
18 富 士 川 町	1,886,775	1,914,523	1,909,452	1,978,646	1,996,763
19 昭 和 町	981,670	1,003,232	1,079,672	1,129,628	1,254,182
20 道 志 村	244,160	209,362	214,838	206,445	218,510
21 西 桂 町	381,251	389,369	436,462	455,710	420,601
22 忍 野 村	530,960	582,047	568,450	618,816	642,670
23 山 中 湖 村	516,452	531,826	495,471	507,523	525,503
24 鳴 沢 村	241,257	248,287	243,242	277,197	267,348
25 富士河口湖町	2,078,740	2,102,705	2,264,872	2,372,965	2,463,482
26 小 菅 村	132,274	108,962	139,843	163,926	131,681
27 丹 波 山 村	129,085	150,449	114,598	121,754	118,103
広 域 連 合	86,339,913	87,307,387	88,649,218	89,937,090	93,778,104

(注) 療養給付費 = 診療費(入院、入院外、歯科) + 調剤 + 食事生活(医科・歯科) + 訪問看護の保険者負担分

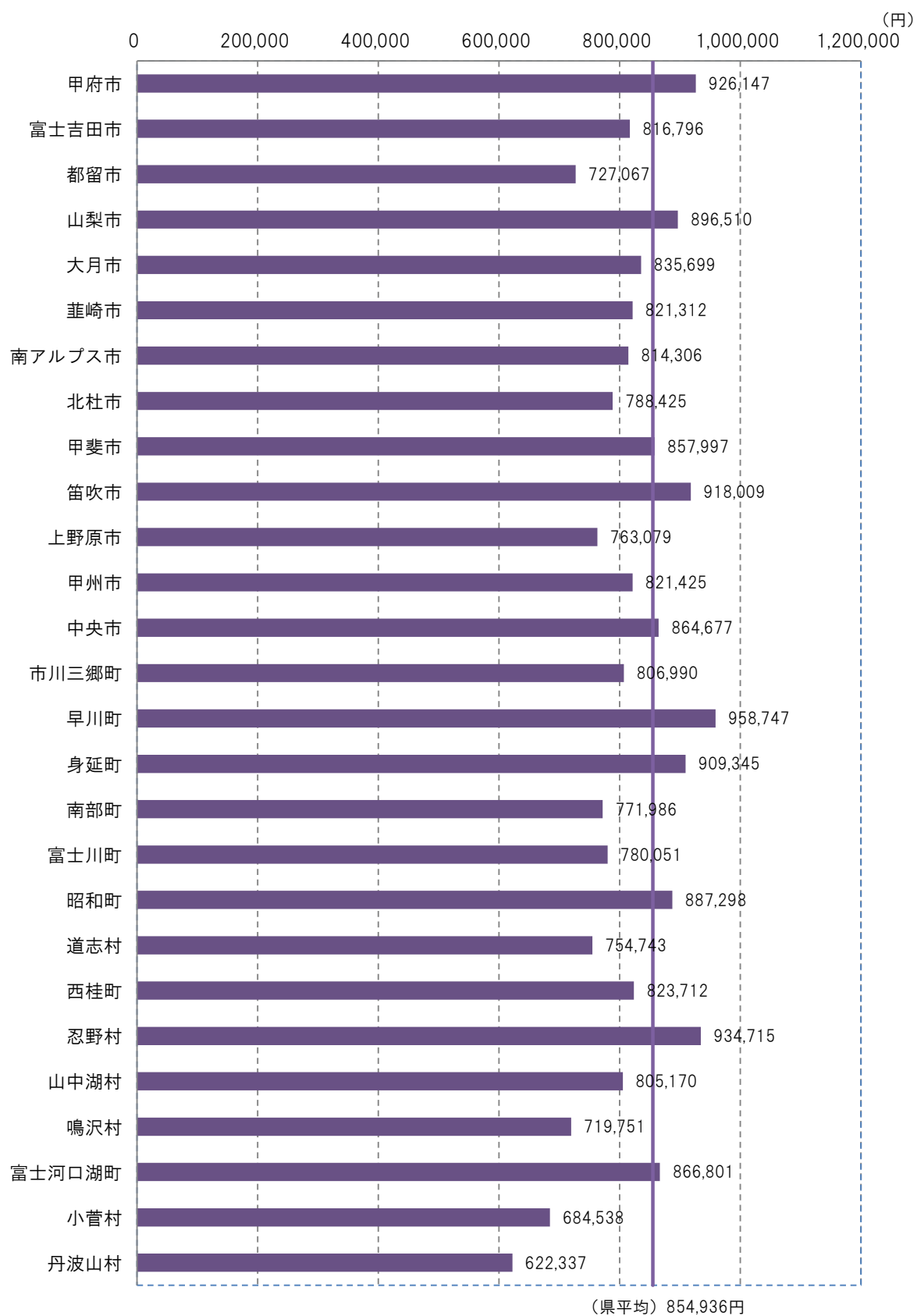
● 市町村別 1 人当たり医療費 [総額] の状況

(単位：円、%)

市町村	26 年度 1 人当たり医療費	27 年度 1 人当たり医療費	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
1 甲 府 市	909,757	926,147	16,390	1.80
2 富 士 吉 田 市	788,597	816,796	28,199	3.58
3 都 留 市	720,320	727,067	6,747	0.94
4 山 梨 市	901,661	896,510	▲5,151	▲0.57
5 大 月 市	792,242	835,699	43,457	5.49
6 韭 崎 市	801,362	821,312	19,950	2.49
7 南アルプス市	796,175	814,306	18,131	2.28
8 北 杜 市	763,353	788,425	25,072	3.28
9 甲 斐 市	850,525	857,997	7,472	0.88
10 笛 吹 市	901,618	918,009	16,391	1.82
11 上 野 原 市	694,181	763,079	68,898	9.93
12 甲 州 市	832,292	821,425	▲10,867	▲1.31
13 中 央 市	810,824	864,677	53,853	6.64
14 市 川 三 郷 町	761,658	806,990	45,332	5.95
15 早 川 町	825,702	958,747	133,045	16.11
16 身 延 町	844,798	909,345	64,547	7.64
17 南 部 町	784,568	771,986	▲12,582	▲1.60
18 富 士 川 町	776,987	780,051	3,064	0.39
19 昭 和 町	824,379	887,298	62,919	7.63
20 道 志 村	729,457	754,743	25,286	3.47
21 西 桂 町	896,256	823,712	▲72,544	▲8.09
22 忍 野 村	907,641	934,715	27,074	2.98
23 山 中 湖 村	805,677	805,170	▲507	▲0.06
24 鳴 沢 村	733,438	719,751	▲13,687	▲1.87
25 富士河口湖町	848,922	866,801	17,879	2.11
26 小 菅 村	853,180	684,538	▲168,642	▲19.77
27 丹 波 山 村	623,572	622,337	▲1,235	▲0.20
広 域 連 合	834,739	854,936	20,197	2.42

※1 人当たり医療費 [総額] = 医療費 [総額] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [平成 27 年度]



● 市町村別 1 人当たり医療費〔内訳〕の状況〔平成 27 年度〕

(単位：円)

市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤〔再掲〕			
1 甲 府 市	432,710	443,115	185,480	32,033	4,500	13,789
2 富 士 吉 田 市	342,375	432,236	179,419	27,821	1,202	13,161
3 都 留 市	337,897	353,630	146,345	23,303	1,698	10,539
4 山 梨 市	462,499	398,241	188,430	26,326	686	8,758
5 大 月 市	406,928	391,321	168,136	28,867	1,532	7,052
6 韭 崎 市	396,841	394,293	173,105	24,688	978	4,513
7 南アルプス市	393,996	384,629	165,872	25,218	1,560	8,905
8 北 杜 市	371,713	385,276	165,626	23,282	2,059	6,094
9 甲 斐 市	383,415	431,415	174,015	30,113	2,842	10,212
10 笛 吹 市	481,334	397,165	179,306	26,086	3,378	10,047
11 上 野 原 市	360,798	362,252	143,251	31,589	642	7,798
12 甲 州 市	411,065	376,375	143,079	24,618	1,413	7,953
13 中 央 市	427,572	399,675	175,975	26,011	4,109	7,311
14 市 川 三 郷 町	405,694	364,998	171,944	23,111	2,195	10,990
15 早 川 町	525,311	418,394	212,257	12,924	0	2,118
16 身 延 町	483,049	401,346	190,205	20,729	929	3,291
17 南 部 町	370,182	366,495	131,239	25,956	3,760	5,594
18 富 士 川 町	357,937	388,042	173,900	20,103	3,112	10,856
19 昭 和 町	407,103	437,629	194,725	29,511	2,474	10,582
20 道 志 村	429,974	299,359	89,676	21,782	63	3,565
21 西 桂 町	356,280	434,713	151,842	19,935	2,134	10,651
22 忍 野 村	489,721	405,084	166,208	26,843	540	12,526
23 山 中 湖 村	311,911	459,862	176,308	25,792	166	7,440
24 鳴 沢 村	293,345	380,815	163,672	39,528	1,023	5,041
25 富士河口湖町	375,476	452,539	177,603	21,998	1,797	14,991
26 小 菅 村	342,625	318,246	80,638	23,235	0	434
27 丹 波 山 村	316,781	278,020	74,837	26,364	0	1,172
広 域 連 合	408,595	406,706	172,713	27,158	2,507	9,970

(注) 1 人当たり医療費〔内訳〕＝ 医療費〔各内訳の合計〕÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [平成 27 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計	療養費の内訳				
		一般診療	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲府市	13,789	44	694	4,160	7,704	1,187
2 富士吉田市	13,161	0	614	6,356	5,761	430
3 都留市	10,539	15	580	3,214	6,320	410
4 山梨市	8,758	55	503	4,556	2,532	1,112
5 大月市	7,052	186	957	2,874	2,988	47
6 韭崎市	4,513	0	835	1,667	1,448	563
7 南アルプス市	8,905	5	1,037	3,512	3,914	437
8 北杜市	6,094	3	423	1,568	3,133	967
9 甲斐市	10,212	0	659	4,149	4,407	997
10 笛吹市	10,047	356	694	3,362	4,654	981
11 上野原市	7,798	13	797	3,772	3,132	84
12 甲州市	7,953	470	439	4,301	2,230	513
13 中央市	7,311	7	471	3,327	3,005	501
14 市川三郷町	10,990	0	596	4,830	2,797	2,767
15 早川町	2,118	0	1,132	986	0	0
16 身延町	3,291	0	719	1,373	936	263
17 南部町	5,594	0	710	1,466	3,065	353
18 富士川町	10,856	0	646	4,099	5,316	795
19 昭和町	10,582	0	552	5,221	4,213	596
20 道志村	3,565	0	334	397	2,834	0
21 西桂町	10,651	0	920	3,596	5,162	973
22 忍野村	12,526	0	874	3,577	7,777	298
23 山中湖村	7,440	0	493	3,883	1,295	1,769
24 鳴沢村	5,041	0	725	3,016	1,273	27
25 富士河口湖町	14,991	1	834	6,997	4,837	2,322
26 小菅村	434	0	240	194	0	0
27 丹波山村	1,172	0	510	662	0	0
広域連合	9,970	73	680	3,749	4,608	860

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況〔平成 27 年度〕

(単位：円、%)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人
1 甲 府 市	76.43	18.31	533,662	29,146	407,885	1677.56	1.74	15,358	8,823	257,635
2 富 士 吉 田 市	61.48	15.73	528,637	33,614	325,018	1542.48	1.90	16,390	8,605	252,817
3 都 留 市	73.48	16.26	431,340	26,526	316,942	1216.99	1.59	17,033	10,743	207,285
4 山 梨 市	90.39	17.64	480,644	27,246	434,439	1360.12	1.72	15,426	8,954	209,812
5 大 月 市	77.63	16.94	495,220	29,231	384,427	1355.03	1.72	16,471	9,592	223,185
6 韭 崎 市	78.37	18.27	473,929	25,938	371,410	1500.20	1.69	14,744	8,733	221,188
7 南アルプス市	72.46	17.96	513,153	28,574	371,842	1533.84	1.67	14,262	8,518	218,758
8 北 杜 市	73.67	16.84	474,502	28,171	349,577	1292.46	1.57	16,995	10,800	219,649
9 甲 斐 市	67.86	17.60	534,660	30,378	362,805	1670.82	1.65	15,406	9,345	257,399
10 笛 吹 市	81.54	18.02	558,175	30,982	455,129	1488.53	1.65	15,040	9,115	217,859
11 上 野 原 市	72.98	17.17	463,857	27,018	338,540	1344.77	1.72	16,285	9,498	219,001
12 甲 州 市	79.63	17.40	486,041	27,937	387,021	1314.26	1.66	17,751	10,681	233,296
13 中 央 市	74.96	18.74	537,907	28,712	403,207	1505.16	1.63	14,862	9,118	223,700
14 市川三郷町	75.86	18.08	502,637	27,801	381,289	1344.95	1.78	14,354	8,064	193,054
15 早 川 町	108.85	17.81	455,614	25,580	495,954	1265.63	1.66	16,287	9,815	206,137
16 身 延 町	97.07	17.97	467,279	26,005	453,595	1212.35	1.79	17,416	9,747	211,141
17 南 部 町	73.44	16.57	476,053	28,735	349,622	1462.60	1.60	16,085	10,066	235,256
18 富 士 川 町	73.54	16.33	458,856	28,092	337,447	1502.72	1.67	14,250	8,537	214,142
19 昭 和 町	72.57	18.05	529,565	29,342	384,329	1630.66	1.77	14,896	8,413	242,904
20 道 志 村	77.46	16.74	527,569	31,512	408,657	1221.59	1.29	17,165	13,266	209,682
21 西 桂 町	65.65	14.48	518,274	35,787	340,234	1435.61	1.72	19,704	11,467	282,870
22 忍 野 村	91.43	16.68	506,178	30,340	462,810	1520.75	1.82	15,708	8,622	238,877
23 山 中 湖 村	58.29	13.49	513,253	38,056	299,157	1416.99	1.75	20,011	11,452	283,553
24 鳴 沢 村	57.64	16.22	480,286	29,607	276,815	1381.28	1.63	15,720	9,652	217,143
25 富士河口湖町	64.13	15.57	557,414	35,795	357,446	1506.33	1.89	18,252	9,660	274,936
26 小 菅 村	65.87	17.57	487,388	27,741	321,020	1535.10	1.55	15,478	9,996	237,608
27 丹 波 山 村	54.15	16.69	555,302	33,282	300,676	1410.24	1.66	14,408	8,676	203,182
広 域 連 合	75.72	17.54	508,834	29,002	385,293	1486.80	1.71	15,738	9,215	233,993

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	207.41	2.15	15,444	7,178	32,033	1961.40	2.43	35,564	14,637	697,553
2 富 士 吉 田 市	176.80	2.37	15,736	6,642	27,821	1780.76	2.43	34,011	14,007	605,656
3 都 留 市	144.76	2.00	16,098	8,056	23,303	1434.53	2.38	38,168	16,040	547,530
4 山 梨 市	173.04	1.89	15,214	8,052	26,326	1623.54	2.63	41,303	15,724	670,577
5 大 月 市	193.11	2.27	14,948	6,574	28,867	1625.77	2.51	39,150	15,596	636,479
6 韭 崎 市	154.32	2.22	15,998	7,216	24,688	1732.88	2.49	35,622	14,333	617,285
7 南アルプス市	163.68	2.20	15,407	7,020	25,218	1769.98	2.39	34,792	14,563	615,817
8 北 杜 市	166.22	1.94	14,007	7,220	23,282	1532.35	2.35	38,667	16,472	592,508
9 甲 斐 市	202.51	2.10	14,870	7,076	30,113	1941.18	2.25	33,501	14,867	650,317
10 笛 吹 市	169.46	2.18	15,394	7,057	26,086	1699.52	2.49	41,134	16,531	699,073
11 上 野 原 市	209.41	2.11	15,085	7,142	31,589	1627.17	2.46	36,206	14,724	589,131
12 甲 州 市	153.38	2.07	16,050	7,764	24,618	1547.27	2.51	41,682	16,594	644,935
13 中 央 市	195.91	2.26	13,277	5,869	26,010	1776.02	2.42	36,763	15,181	652,918
14 市川三郷町	143.44	2.30	16,112	6,998	23,111	1564.25	2.62	38,194	14,587	597,454
15 早 川 町	98.86	1.91	13,060	6,836	12,924	1473.44	2.87	48,527	16,911	715,016
16 身 延 町	126.39	2.17	16,401	7,569	20,729	1435.80	2.91	47,741	16,382	685,464
17 南 部 町	185.31	1.88	14,006	7,448	25,956	1721.36	2.27	35,486	15,653	610,833
18 富 士 川 町	130.90	2.18	15,357	7,053	20,103	1707.16	2.34	33,488	14,312	571,692
19 昭 和 町	200.19	2.22	14,741	6,638	29,511	1903.43	2.44	34,503	14,149	656,744
20 道 志 村	187.62	2.11	11,610	5,493	21,782	1486.67	2.20	43,057	19,552	640,121
21 西 桂 町	131.12	2.16	15,205	7,020	19,935	1632.37	2.27	39,393	17,373	643,039
22 忍 野 村	186.48	1.92	14,395	7,504	26,843	1798.66	2.59	40,504	15,655	728,530
23 山 中 湖 村	185.53	2.29	13,901	6,063	25,792	1660.82	2.22	36,639	16,502	608,502
24 鳴 沢 村	256.16	1.52	15,431	10,170	39,528	1695.07	2.11	31,473	14,929	533,486
25 富士河口湖町	146.51	2.30	15,014	6,521	21,998	1716.96	2.44	38,113	15,647	654,380
26 小 菅 村	146.64	2.20	15,845	7,213	23,235	1747.60	2.21	33,295	15,089	581,862
27 丹 波 山 村	148.78	2.55	17,720	6,938	26,364	1613.17	2.25	32,868	14,625	530,222
広 域 連 合	178.23	2.14	15,238	7,120	27,158	1740.74	2.44	37,136	15,213	646,445

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年 3 回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみの 10 割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

(4) 重複・頻回受診者への訪問指導

重複・頻回受診者に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等につなげる他、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

<平成 27 年度医療費通知送付状況>

送付月	送付件数
平成 27 年 07 月	111,384 件
平成 27 年 11 月	112,063 件
平成 28 年 03 月	112,648 件
合 計	336,095 件

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
25年度	30,649 件
26年度	38,040 件
27年度	36,339 件

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
23 年度	615 件	114,996,748 円
24 年度	581 件	82,212,876 円
25 年度	780 件	104,985,218 円
26 年度	987 件	159,765,056 円
27 年度	908 件	120,680,586 円

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診 ※3か月連続してレセプト4枚以上（同一診療科3枚以上または同一疾病複数枚）	102人
頻回受診 ※3か月連続して受診回数15回以上	52人

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 長寿健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

＜長寿健康増進事業実施状況＞

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
23 年度	8 市町村	8 事業	人間ドック等健診事業	36,216,000 円
24 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	43,168,000 円
25 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	46,618,000 円
26 年度	9 市町村	10 事業	認知症予防教室、健康づくり教室、人間ドック等健診事業	56,887,000 円
27 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	56,887,000 円

(2) 健康診査事業

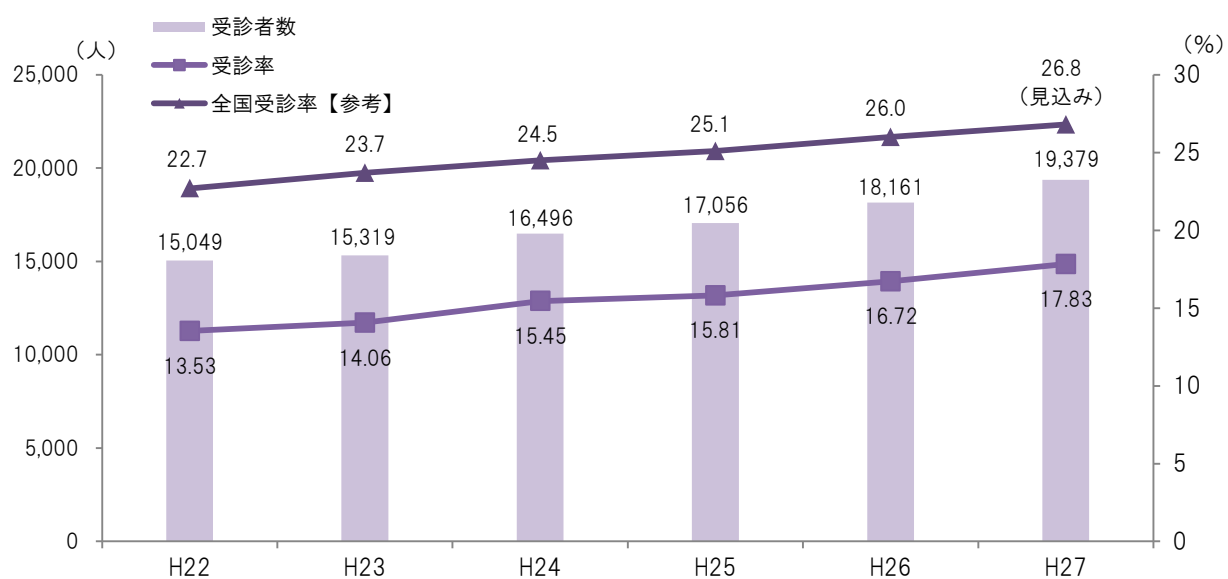
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
目 標 値 (計画)	受 診 率	18.0%	15.5%	15.9%	16.9%	17.5%
	対象者数	109,750 人	110,038 人	111,217 人	108,543 人	108,957 人
	実施者数	19,755 人	17,057 人	17,642 人	18,347 人	19,027 人
実 績 (結果)	受 診 率	14.06%	15.45%	15.81%	16.72%	17.83%
	対象者数	108,960 人	106,770 人	107,847 人	108,602 人	108,658 人
	実施者数	15,319 人	16,496 人	17,056 人	18,161 人	19,379 人
健康診査事業費補助金額		33,600,000 円	41,848,000 円	45,016,000 円	52,086,000 円	58,364,000 円

● 健康診査受診者数と受診率の推移



● 市町村別交付額の状況 [平成 27 年度]

(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数	(参考) 人間ドックを 含む受診率
1 甲 府 市	24,327	1,708	7.02	5,312,000	1,546	13.38
2 富 士 吉 田 市	6,136	566	9.22	1,930,000		9.22
3 都 留 市	4,065	711	17.49	2,109,000		17.49
4 山 梨 市	5,479	230	4.20	697,000	169	7.28
5 大 月 市	4,295	534	12.43	1,728,000		12.43
6 韭 崎 市	3,934	1,042	26.49	3,419,000		26.49
7 南アルプス市	8,103	2,496	30.80	7,466,000		30.80
8 北 杜 市	7,739	1,899	24.54	4,720,000		24.54
9 甲 斐 市	6,209	1,551	24.98	4,668,000	636	35.22
10 笛 吹 市	8,579	1,790	20.86	5,338,000		20.86
11 上 野 原 市	3,474	414	11.92	1,222,000	99	14.77
12 甲 州 市	5,508	885	16.07	2,657,000		16.07
13 中 央 市	2,596	470	18.10	1,498,000		18.10
14 市 川 三 郷 町	3,081	973	31.58	2,978,000		31.58
15 早 川 町	332	149	44.88	496,000	2	45.48
16 身 延 町	3,263	981	30.06	2,997,000		30.06
17 南 部 町	1,823	678	37.19	2,021,000		37.19
18 富 士 川 町	2,629	923	35.11	2,808,000		35.11
19 昭 和 町	1,419	547	38.55	1,766,000		38.55
20 道 志 村	301	92	30.56	256,000		30.56
21 西 桂 町	510	65	12.75	181,000		12.75
22 忍 野 村	645	157	24.34	466,000	32	29.30
23 山 中 湖 村	654	190	29.05	565,000		29.05
24 鳴 沢 村	300	25	8.33	69,000	28	17.67
25 富士河口湖町	2,891	195	6.75	635,000		6.75
26 小 菅 村	174	53	30.46	179,000		30.46
27 丹 波 山 村	192	55	28.65	183,000	12	34.90
広 域 連 合	108,658	19,379	17.83	58,364,000	2,524	20.16

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	—	—	—	—	2.56%
	対象者数	—	—	—	—	112,152 人
	実施者数	—	—	—	—	2,869 人
実 績 (結 果)	受 診 率	—	—	—	0.37%	1.74%
	対象者数	—	—	—	108,602 人	108,658 人
	実施者数	—	—	—	399 人	1,888 人
健康診査事業費補助金額		—	—	—	406,000 円	3,336,000 円

● 市町村別交付額の状況（歯科） [平成 27 年度]

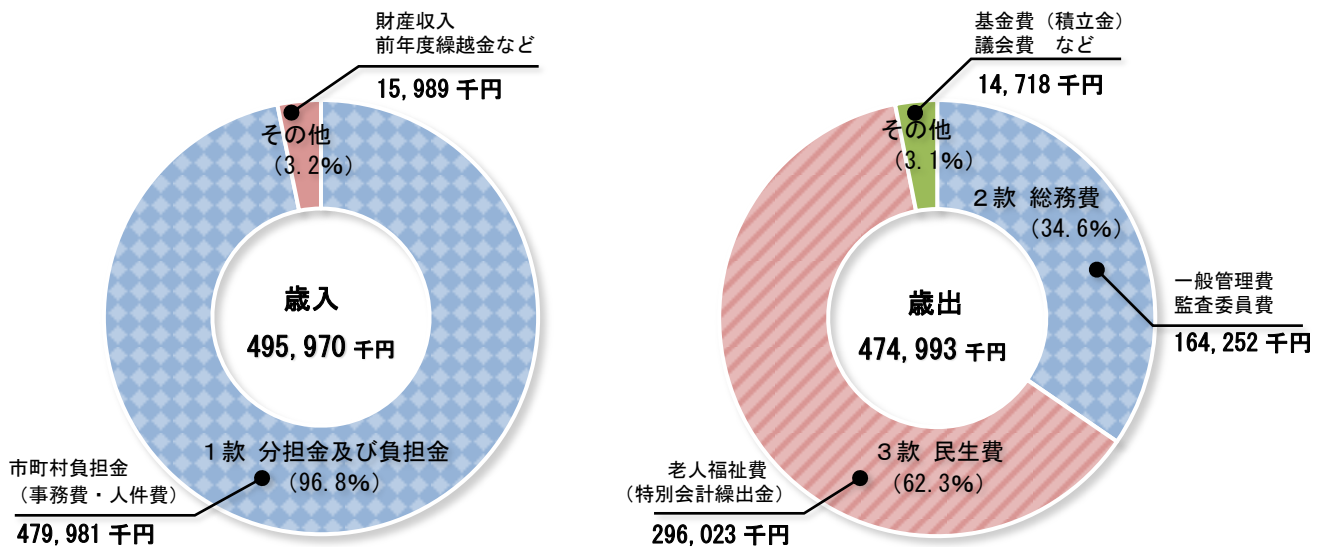
(単位：人、%、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲府市	24,327	720	2.96	1,583,000
2	大月市	4,295	42	0.98	98,000
3	南アルプス市	8,103	182	2.25	92,000
4	甲斐市	6,209	141	2.27	240,000
5	笛吹市	8,579	569	6.63	1,232,000
6	甲州市	5,508	25	0.45	55,000
7	富士川町	2,629	206	7.84	34,000
8	忍野村	645	3	0.47	2,000
合 計		60,333	1,888	3.13	3,336,000

8 決算の状況 [平成 27 年度]

(1) 一般会計

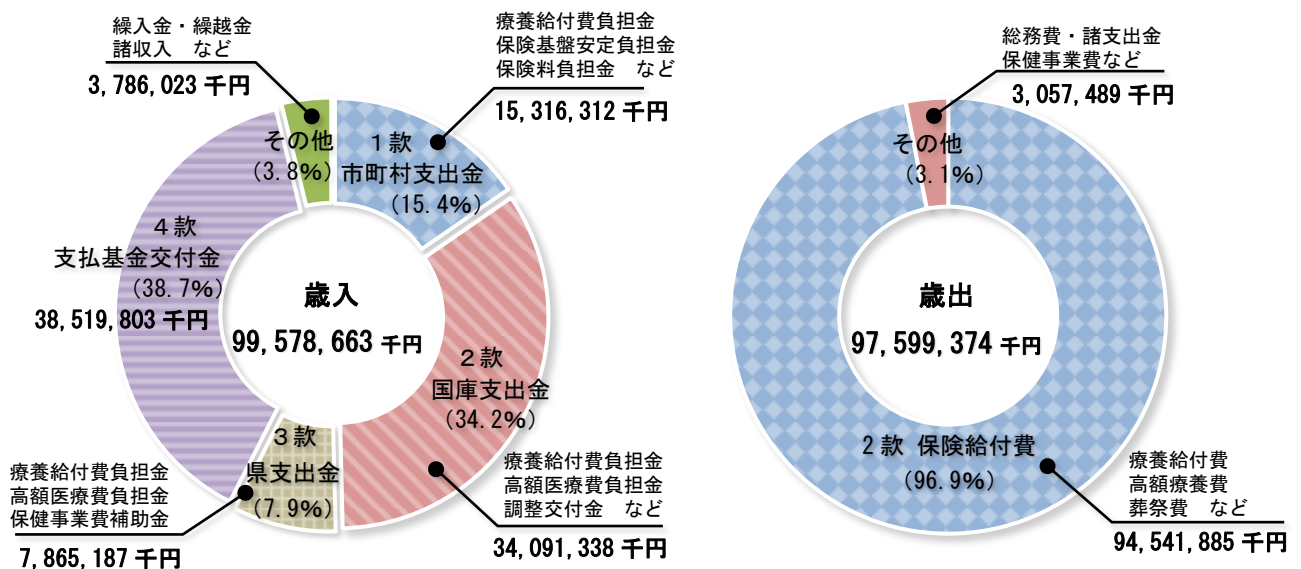
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（1 款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の 6 割を占める特別会計への繰出金（3 款 民生費）が主なものです。



(2) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条）

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の 9 割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
22 年度	71,137,404	14,069,908	0
23 年度	81,375,965	10,238,561	0
24 年度	33,755,573	▲47,620,392	0
25 年度	42,754,419	8,998,846	0
26 年度	57,636,118	14,881,699	0
27 年度	71,091,357	13,455,239	0

イ 山梨県後期高齢者医療制度臨時特例基金

(国の交付金を財源として、保険料の減額や、制度の啓発広報などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
22 年度	1,362,801,336	▲56,771,789	▲272,174,168
23 年度	1,184,354,671	▲178,446,665	▲314,369,819
24 年度	1,165,309,782	▲19,044,889	▲321,380,413
25 年度	501,204,150	▲664,105,632	307,270,105
26 年度	449,660,999	▲51,543,151	▲305,933,979
27 年度	0	▲449,660,999	0

ウ 山梨県後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
22 年度	582,180,435	▲475,159,565	748,714,000
23 年度	876,475,780	294,295,345	681
24 年度	435,097,489	▲441,378,291	757,222,763
25 年度	1,192,795,557	757,698,068	▲4,327,625
26 年度	1,188,997,312	▲3,798,245	219,604,620
27 年度	1,409,191,686	220,194,374	399,644,246

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
22 年度	666,630,999	0.09%	0
23 年度	899,092,947	0.09%	0
24 年度	1,153,772,536	0.09%	0
25 年度	1,408,459,911	0.09%	0
26 年度	1,409,372,314	—	0
27 年度	1,410,678,728	—	0

※ 26 年度・27 年度については、拠出は行わない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	26 年度	27 年度	26～27 増減額	26～27 増減率
1 款 分担金及び負担金	463,909,444	479,981,844	16,072,400	3.46
市町村負担金	463,909,444	479,981,844	16,072,400	3.46
4 款 財産収入	207,443	159,323	▲48,120	▲23.20
利子及び配当金	207,443	159,323	▲48,120	▲23.20
5 款 繰入金	3,364,000	0	▲3,364,000	皆減
財政調整基金繰入金	3,364,000	0	▲3,364,000	皆減
6 款 繰越金	22,026,884	15,706,745	▲6,320,139	▲28.69
繰越金	22,026,884	15,706,745	▲6,320,139	▲28.69
7 款 諸収入	109,126	122,931	13,805	12.65
預金利子	107,576	122,911	15,335	14.26
雑入	1,550	20	▲1,530	▲98.71
歳 入 計	489,616,897	495,970,843	6,353,946	1.30

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	26 年度	27 年度	26～27 増減額	26～27 増減率
1 款 議会費	988,553	1,131,806	143,253	14.49
議会費	988,553	1,131,806	143,253	14.49
2 款 総務費	168,166,372	164,251,894	▲3,914,478	▲2.33
一般管理費	167,924,348	163,949,582	▲3,974,766	▲2.37
公平委員会費	0	16,332	16,332	皆増
選挙管理委員会費	0	33,588	33,588	皆増
監査委員費	242,024	252,392	10,368	4.28
3 款 民生費	286,322,784	296,022,931	9,700,147	3.39
老人福祉費	286,322,784	296,022,931	9,700,147	3.39
4 款 諸支出金	18,432,443	13,586,323	▲4,846,120	▲26.29
財政調整基金費	18,245,699	13,455,239	▲4,790,460	▲26.26
臨時特例基金費	186,744	131,084	▲55,660	▲29.81
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	473,910,152	474,992,954	1,082,802	0.23
歳入歳出差引額	15,706,745	20,977,889	5,271,144	33.56

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	26 年度	27 年度	26～27 増減額	26～27 増減率
1 款 市町村支出金	14,944,082,312	15,316,312,471	372,230,159	2.49
保険料等負担金	5,838,313,614	5,833,963,522	▲4,350,092	▲0.07
療養給付費負担金	7,188,280,496	7,502,331,598	314,051,102	4.37
保険基盤安定負担金	1,917,488,202	1,980,017,351	62,529,149	3.26
2 款 国庫支出金	33,572,532,714	34,091,338,188	518,805,474	1.55
療養給付費負担金	23,722,863,419	24,104,596,639	381,733,220	1.61
高額医療費負担金	294,083,790	314,890,963	20,807,173	7.08
調整交付金	8,915,365,000	9,093,138,000	177,773,000	1.99
事業費補助金	20,270,539	21,590,982	1,320,443	6.51
円滑運営臨時特例交付金	619,916,966	556,581,604	▲63,335,362	▲10.22
災害臨時特例補助金	33,000	0	▲33,000	皆減
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	—	540,000	540,000	皆増
3 款 県支出金	7,541,564,815	7,865,186,879	323,622,064	4.29
療養給付費負担金	7,221,235,025	7,519,445,916	298,210,891	4.13
高額医療費負担金	294,083,790	314,890,963	20,807,173	7.08
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	26,246,000	30,850,000	4,604,000	17.54
4 款 支払基金交付金	37,200,177,927	38,519,803,469	1,319,625,542	3.55
後期高齢者交付金	37,200,177,927	38,519,803,469	1,319,625,542	3.55
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	13,571,347	14,485,314	913,967	6.73
特別高額医療費共同事業交付金	13,571,347	14,485,314	913,967	6.73
6 款 財産収入	529,380	589,754	60,374	11.40
利子及び配当金	529,380	589,754	60,374	11.40
7 款 繰入金	951,357,165	439,780,633	▲511,576,532	▲53.77
一般会計繰入金	286,322,784	296,022,931	9,700,147	3.39
臨時特例基金繰入金	665,034,381	143,757,702	▲521,276,679	▲78.38
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	0	0	—
8 款 繰越金	1,753,265,122	3,193,579,173	1,440,314,051	82.15
繰越金	1,753,265,122	3,193,579,173	1,440,314,051	82.15
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	175,620,624	137,587,792	▲38,032,832	▲21.66
延滞金	113,170	302,954	189,784	167.70
過料	0	0	0	—
加算金	0	0	0	—
預金利子	3,462,351	3,061,065	▲401,286	▲11.59
第三者納付金	159,765,056	120,680,586	▲39,084,470	▲24.46
返納金	12,280,047	13,543,187	1,263,140	10.29
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	96,152,701,406	99,578,663,673	3,425,962,267	3.56

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	26 年度	27 年度	26～27 増減額	26～27 増減率
1 款 総務費	299,150,686	309,843,118	10,692,432	3.57
一般管理費	299,150,686	309,843,118	10,692,432	3.57
2 款 保険給付費	90,718,873,105	94,541,884,382	3,823,011,277	4.21
療養給付費	85,341,364,849	88,843,082,748	3,501,717,899	4.10
訪問看護療養費	275,814,016	266,106,714	▲9,707,302	▲3.52
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	0	0	—
審査支払手数料	243,881,940	271,461,820	27,579,880	11.31
療養費	1,035,709,653	1,058,158,721	22,449,068	2.17
高額療養費	3,384,600,965	3,676,157,031	291,556,066	8.61
高額介護合算療養費	73,851,682	69,417,348	▲4,434,334	▲6.00
葬祭費	363,650,000	357,500,000	▲6,150,000	▲1.69
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金	9,456,137	10,922,541	1,466,404	15.51
共同事業拠出金	9,390,561	10,857,691	1,467,130	15.62
共同事業事務費拠出金	65,576	64,850	▲726	▲1.11
5 款 保健事業費	109,429,000	118,637,000	9,208,000	8.41
健康診査費	52,492,000	61,700,000	9,208,000	17.54
その他健康保持増進費	56,937,000	56,937,000	0	0.00
6 款 基金積立金	840,050,966	400,234,000	▲439,816,966	▲52.36
臨時特例基金積立金	619,916,966	0	▲619,916,966	皆減
医療給付基金積立金	220,134,000	400,234,000	180,100,000	81.81
7 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
8 款 諸支出金	982,162,339	2,217,852,696	1,235,690,357	125.81
保険料還付金	9,930,740	16,928,640	6,997,900	70.47
償還金	972,152,799	2,200,747,256	1,228,594,457	126.38
還付加算金	78,800	176,800	98,000	124.37
9 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	92,959,122,233	97,599,373,737	4,640,251,504	4.99
歳入歳出差引額	3,193,579,173	1,979,289,936	▲1,214,289,237	▲38.02

後期高齢者医療制度の概要（平成 27 年度版）

平成 28 年 10 月 発行
平成 29 年 1 月 改訂

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
